

第2期千葉市こども未来応援プラン ー子どもの貧困対策推進計画ー

令和5年度～令和9年度

(案)

令和5年〇月

千 葉 市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	第2期千葉県市子ども未来応援プランについて	15
第2章	本市の子どもを取り巻く現状	17
1	本市における子どもの貧困の状況	17
第3章	計画の基本的な考え方	50
1	基本理念	50
2	課題と取組みの基本目標	51
3	施策体系表	54
4	計画の力点と数値目標	56
5	推進体制	56
6	計画の進行管理	56
第4章	施策の展開	57
1	教育の支援	57
2	生活の安定に資する切れ目のない支援	65
3	経済的支援および職業生活の安定と向上に資する就労の支援	73
4	子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化	77
参考資料		80
1	子どもの貧困対策の推進に関する法律	80
2	子供の貧困対策に関する大綱	83

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 26 年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、平成 24 年の日本の子どもの貧困率は 16.3%で、OECD加盟 34 か国中 25 位（2010 年）であるということが明らかになりました。その後、平成 30 年の同調査では、子どもの貧困率は 13.5%と、過去最悪だった平成 24 年から 2.8 ポイント改善したものの、依然として日本の子どもの 7 人に 1 人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）が平成 26 年 1 月に施行されました。また、平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

千葉市（以下、「本市」という。）においても、関連する各部局が連携を図りながら、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援施策を体系的に整理し、総合的に推進するため、平成 29 年 3 月に「千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、全庁横断的に子どもの貧困対策を推進してきました。

その後、令和元年 6 月には、法律が一部改正され、さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年 11 月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

令和 2 年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

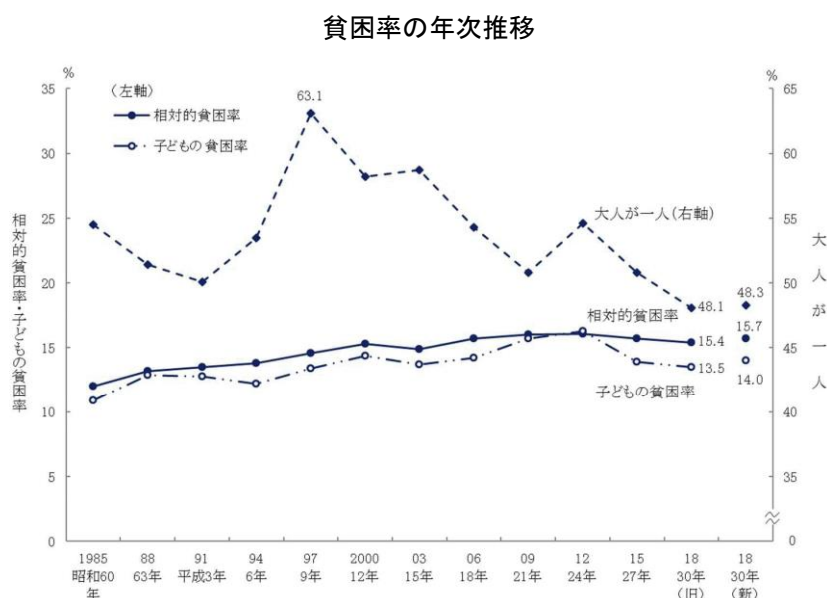
これらの状況を勘案し、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、第 1 期計画における取組を継承しつつ「第 2 期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

① 全国の子どもの貧困の状況

日本の相対的貧困率は、全体で15.4%（新基準は15.7%）、子どもで13.5%（新基準は14.0%）となっています。特に、「子どもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は48.1%（新基準は48.3%）と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準にあるなど、その状況は依然として高いものとなっています。



年	平成12年	平成15年	平成18年	平成22年	平成24年	平成27年	平成30年	
							旧基準	新基準
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもがいる現役世帯								
大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が2人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2

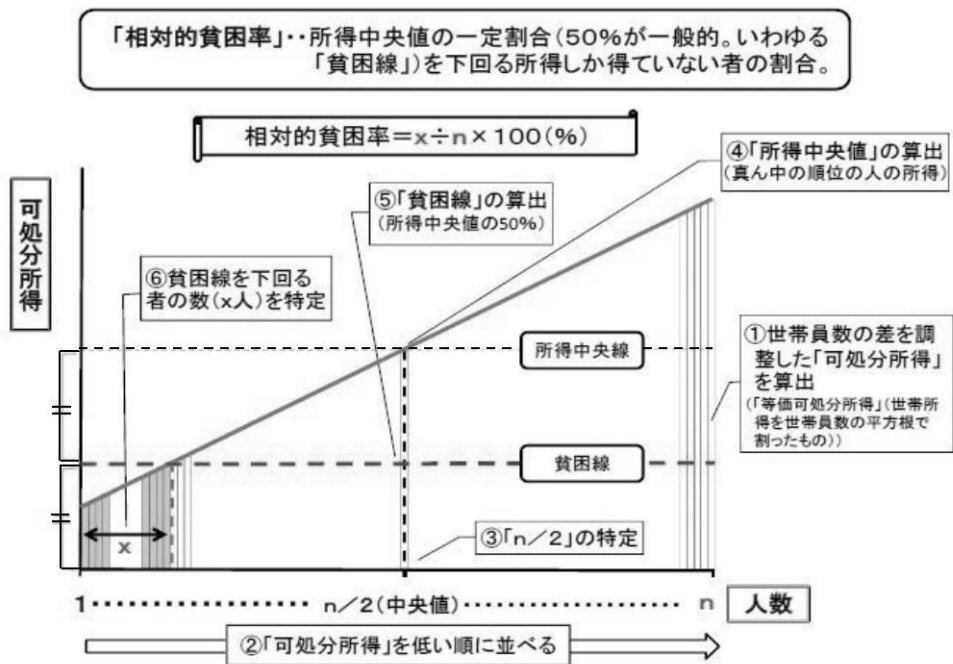
資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

注1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

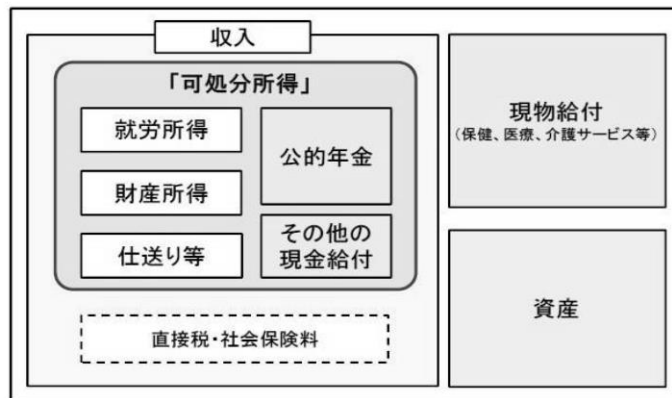
注2) 平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出

注3) 「子どもの貧困率」は、全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査、算出されており、都道府県別、市区町村別の数値は算出されていません。

◎相対的貧困率の算出方法



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



<「絶対的貧困」と「相対的貧困」について>

「絶対的貧困」とは、人間として最低限の生活をも営むことができないような貧困状態をいい、「相対的貧困」とは、属する社会(国等)における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいいます。

つまり、「絶対的貧困」とは、家計の収入と支出との比較により、「相対的貧困」とは、家計の収入と属する社会における他者の収入との比較により、捉えています。

従って、「相対的貧困」とされる人の所得水準は比較対象としての社会(国等)によって異なり、当該社会(国等)における貧困線となる所得額も、その社会自体の経済状況等に伴い変動することとなります。

なお、「相対的貧困率」でいう所得は「可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入)」のみで算出されており、現物給付や資産の保有状況は反映されていません。

② 子どもの貧困対策の推進に関する法律

ア 制定の背景

前述のような状況を受け、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に一部改正され、令和元年9月に施行されました。

イ 法律の概要

法律の概要は、以下のとおりです。

a 目的

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

b 基本理念

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

c 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

d 子どもの貧困対策に関する大綱について

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次に掲げる5つの事項を盛り込んだ、子どもの貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」という。）を定めなければならないと規定されています。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

e 必要な施策を講ずるべき分野

必要な施策を講ずるべき分野として、次の5つが示されています。

- 教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策
- 貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策
- 貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策
- 各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策
- 子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策

③ 大綱の策定

ア 策定の経緯

政府では、平成30年11月、法律に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、大綱の案を作成することとしました。

作成にあたっては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子供の貧困対策に関する有識者会議」を開催し、計6回にわたり、幅広く関係者からの意見聴取が行われました。そして、それらの意見は「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として整理され、政府はこの提言を受けて、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成しました。

イ 大綱の概要

a 「子供の貧困対策に関する基本的な方針」

大綱においては、「子供の貧困対策に関する基本的な方針」として、以下の分野横断的な基本方針4項目と分野ごとの基本方針6項目が挙げられています。

<分野横断的な基本方針>

- ① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- ② 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ③ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- ④ 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- ① 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- ② 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- ③ 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

- ④ 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- ⑤ 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- ⑥ 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

b 指標の改善に向けた重点施策

子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととしています。

領域	大項目	中項目
教育の支援	(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	幼児教育・保育の無償化
		幼児教育・保育の質の向上
	(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
		学校教育による学力保障
	(3) 高等学校等における修学継続のための支援	高校中退の予防のための取組
		高校中退後の支援
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の修学支援
	(5) 特に配慮を要する子供への支援	児童養護施設等の子供への学習・進学支援
		特別支援教育に関する支援の充実
		外国人児童生徒等への支援
	(6) 教育費負担の軽減	義務教育段階の就学支援の充実
		高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
		生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
		ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
	(7) 地域における学習支援等	地域学校協働活動における学習支援等
		生活困窮世帯等への学習支援
(8) その他の教育支援	学生支援ネットワークの構築	
	夜間中学の設置促進・充実	
	学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保	
	多様な体験活動の機会の提供	
生活の安定に資するための支援	(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
		特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

領域	大項目	中項目
生活の安定に資するための支援	(2) 保護者の生活支援	保護者の自立支援
		保育等の確保
		保護者の育児負担の軽減
	(3) 子供の生活支援	生活困窮世帯等の子供への生活支援
		社会的養育が必要な子供への生活支援
		食育の推進に関する支援
	(4) 子供の就労支援	生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援
		高校中退者等への就労支援
		児童福祉施設入所児童等への就労支援
		子供の社会的自立の確立のための支援
	(5) 住宅に関する支援	
	(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	家庭への復帰支援
		退所等後の相談支援
	(7) 支援体制の強化	児童家庭支援センターの相談機能の強化
		社会的養護の体制整備
		市町村等の体制強化
		ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進
		生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
		相談職員の資質向上
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1) 職業生活の安定と向上のための支援	所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
	(2) ひとり親に対する就労支援	ひとり親家庭の親への就労支援
		ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
		ひとり親家庭の親の学び直しの支援
		企業表彰
	(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	就労機会の確保
		親の学び直しの支援
		非正規雇用から正規雇用への転換
	経済的支援	
		養育費の確保の推進
		教育費負担の軽減

c その他

その他、以下が記載されています。

- 今後の対策推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこと。
- 施策の推進体制
- 子どもの貧困対策会議において施策の実施状況等の検証・評価を行い、見直しや改善に努めること。
- 社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に大綱の見直しを検討すること。

(2) 県の動向 「千葉県子どもの貧困対策推進計画」

① 策定について

千葉県（以下、「県」という。）では、平成27年に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を推進してきましたが、令和元年度における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しを踏まえ、新たな「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（以下「県の計画」という。）を策定しました。

県の計画では、県内の子どもの貧困の現状を把握のうえ、子どもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るべく、4項目の重点的支援施策を示しています。

② 県の計画の概要

県の計画の概要は、以下のとおりです。

ア 基本理念

基本理念は、「すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指す」ことと定められています。

イ 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

ウ 施策横断的な基本方針

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- ② 支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援
- ③ 地方公共団体による取組の充実

エ 重点的支援施策

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、5つの施策に重点的に取り組むこととしています。

領域	項目
教育の支援	学校を核とした子どもへの支援
	就学支援の充実
	大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援
生活の安定に資するための支援	保護者への生活支援
	子どもの生活や就労への支援
	里親や児童養護施設等の子どもへの支援
	その他の生活の支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保護者の就労への支援
	保護者の就労に係る資格取得への支援
経済的支援	ひとり親世帯への経済的支援
	その他の経済的支援
支援につなぐ体制整備	

(3) 本市の動向 第1期計画について

① 策定について

本市においても、平成29年に第1期計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、子どもの貧困対策を推進してきましたが、第2期計画を上位計画である新たな基本計画に即した内容とするため、その始期を合わせるべく、第1期計画の期間を1年延長し、令和4年度までの6年間としました。

② 計画の概要及び成果

第1期計画の概要及び取り組みの成果は、以下のとおりです。

ア 基本理念

基本理念は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現と定められています。

イ 計画期間

計画期間は、平成29年度から令和4年度までの6か年です。

ウ 基本目標

① 教育の支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況に関わらず、学習機会の均等を図るため、生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援や幼児教育の無償化の取り組み等を推進しました。

② 生活の支援

子育て家庭のニーズに対応した保育等の確保に加え、生活困窮者やひとり親家庭等の相談体制の充実を図り、保護者等の安定した生活や自立に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備しました。また、児童養護施設等の退所児童等に対するアフターケア事業や子どもナビゲーターの配置により、困難な状況に置かれた子どもたちが、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進しました。

③ 保護者の就労・経済的支援

保護者の学び直しや就労の機会の提供などを推進するとともに、生活保護や児童扶養手当などの給付のほか、保育料等各種負担の軽減、養育費の確保に関する支援等、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行いました。

④ 連携体制等

各関係機関の連携体制の構築とともに、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や、各種研修の実施により支援人材の育成に取り組みました。

エ 数値目標

① 学校の授業以外での1日あたりの勉強時間

第1期計画策定時と比較し、令和2年度のアンケート調査では、一般世帯児童との差が縮小しました。

【平成28年度（第1期計画策定時）】

指標①「学校の授業以外での1日あたりの勉強時間」	支援制度 ^(※) の対象児童	本市全児童平均	本市全児童平均との差	令和3年度目標
小学6年生・1時間以上（教委 家庭学習時間目安）の割合	34.5%	60.2%	25.7ポイント	本市全児童と同等に近づける
中学3年生・2時間以上（同上）の割合	20.3%	37.4%	17.1ポイント	

※支援制度：生活保護、児童扶養手当、就学援助、社会的養護の対象児童

【令和2年度】

指標①「学校の授業以外での1日あたりの勉強時間」	支援制度 ^(※) の対象児童	一般世帯の児童	一般世帯児童との差
小学6年生・1時間以上（教委 家庭学習時間目安）の割合	27.2%	38.9%	11.7ポイント
中学3年生・2時間以上（同上）の割合	39.5%	47.6%	8.1ポイント

※支援制度：生活保護、児童扶養手当、就学援助、社会的養護の対象児童

② 進学率

第1期計画策定時と比較し、本市全児童との差が縮小しました。

【平成27年度数値（計画策定時）】

指標②「進学率」	本市			全児童平均との差		令和4年度 目標	全国 全児童平均 (参考) ※3	千葉県 全児童平均 (参考) ※3
	生活保護 世帯児童 ※1	児童養護 施設等児童 ※2	全児童 平均 ※3	生活保護 世帯児童 ※1	児童養護 施設等児童 ※2			
高等学校等進学率	88.9%	93.8%	99.1%	10.2ポイント	5.3ポイント	本市全児童と 同等に近づける	98.9%	99.0%
高校卒業後進学率	33.3%	18.2%	84.5%	51.2ポイント	66.3ポイント		77.0%	80.2%
大学等	18.9%	9.1%	60.5%				54.6%	55.4%
専修学校等	14.4%	9.1%	24.0%				22.4%	24.8%
高校卒業後(進学率+就職率)	76.5%	90.9%	93.1%			100% に近づける	94.5%	93.6%

※1 平成27年4月1日 本市保護課調べ

※2 平成27年度 本市児童相談所調べ

※3 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)

【令和4年度数値】

指標②「進学率」	本市			全児童平均との差		全国 全児童平均 (参考) ※3	千葉県 全児童平均 (参考) ※3
	生活保護 世帯児童 ※1	児童養護 施設等児童 ※2	全児童 平均 ※3	生活保護 世帯児童 ※1	児童養護 施設等児童 ※2		
高等学校等進学率	93.6%	100.0%	99.1%	5.5ポイント	-0.9ポイント	99.2%	99.2%
高校卒業後進学率	46.6%	66.7%	87.1%	40.5ポイント	20.4ポイント	80.5%	84.1%
大学等	22.8%	33.3%	64.6%			59.5%	61.4%
専修学校等	23.8%	33.3%	22.6%			21.1%	22.7%
高校卒業後(進学率+就職率)	80.3%	100.0%	95.0%			95.4%	94.6%

※1: 令和4年4月1日 本市保護課調べ

※2: 令和4年4月1日 本市児童相談所調べ

※3: 文部科学省「学校基本調査」(令和4年度)

3 第2期千葉市こども未来応援プランについて

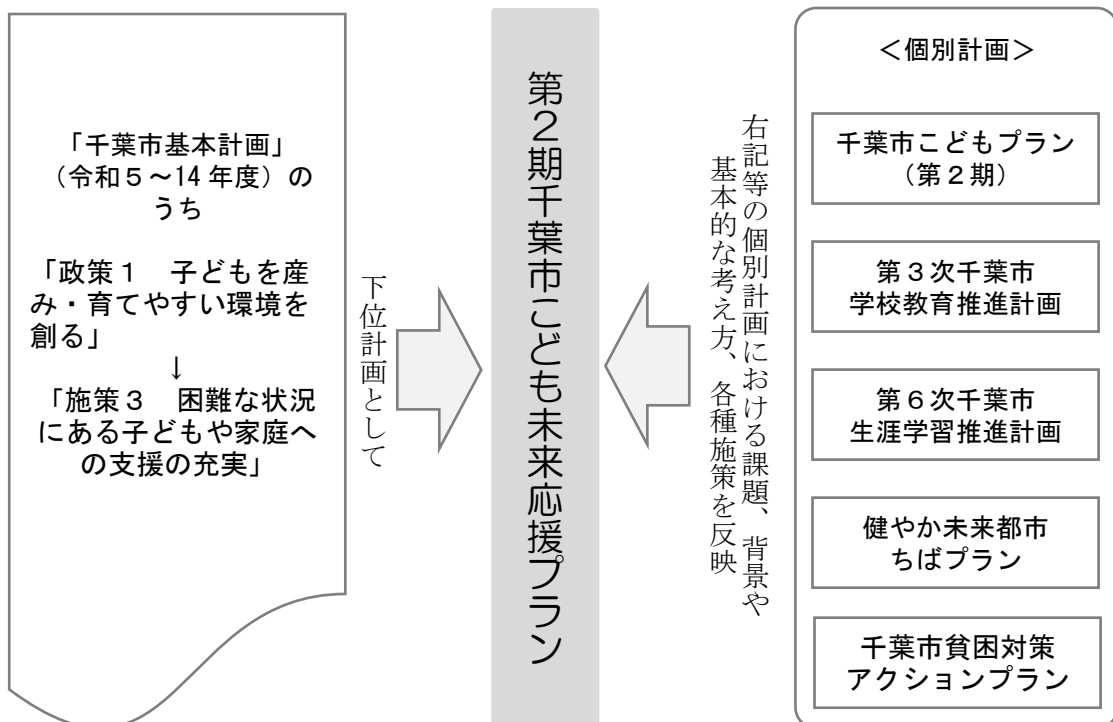
(1) 計画の対象

法律及び大綱の趣旨を踏まえ、本計画では、大学等を卒業し、自立に至るまでの概ね20代前半までの以下に掲げるような子ども・若者とその家庭を対象とします。

- ① 経済的困窮を理由として、教育機会が均等となっていない状況、又は、心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭
- ② 上記①に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭

(2) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、令和5年度から開始する「千葉市基本計画」を上位計画として、また「千葉市こどもプラン（第2期）」、「第3次千葉市学校教育推進計画」、「第6次千葉市生涯学習推進計画」、「健やか未来都市ちばプラン」、「千葉市貧困対策アクションプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本として、子どもの未来を応援するための基本理念、施策を体系的に整理し、総合的に推進するための今後の取組みを示すものです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とし、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

本市の子どもを取り巻く現状

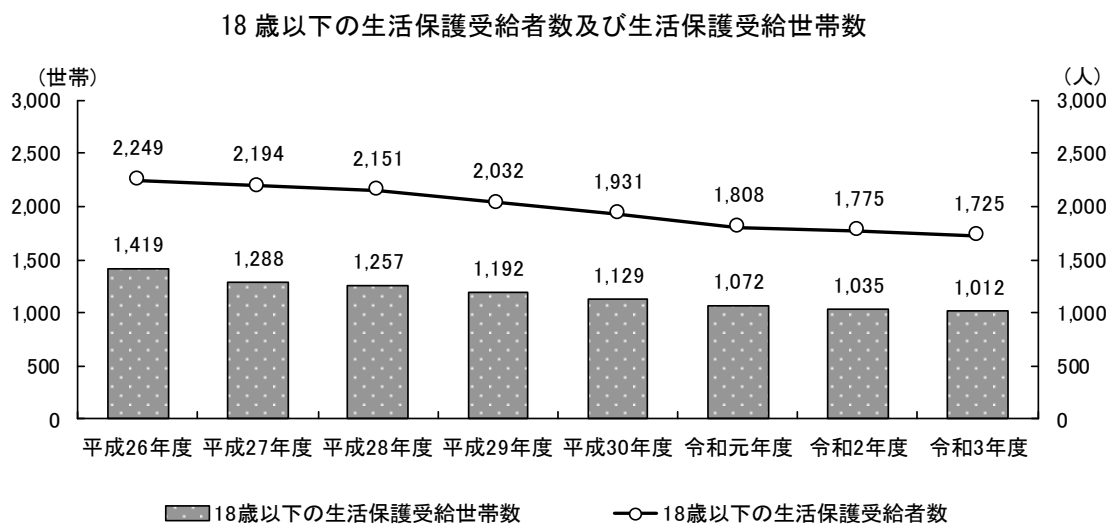
1 本市における子どもの貧困の状況

(1) 生活保護

① 18歳以下の生活保護受給者数及び生活保護受給世帯数

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

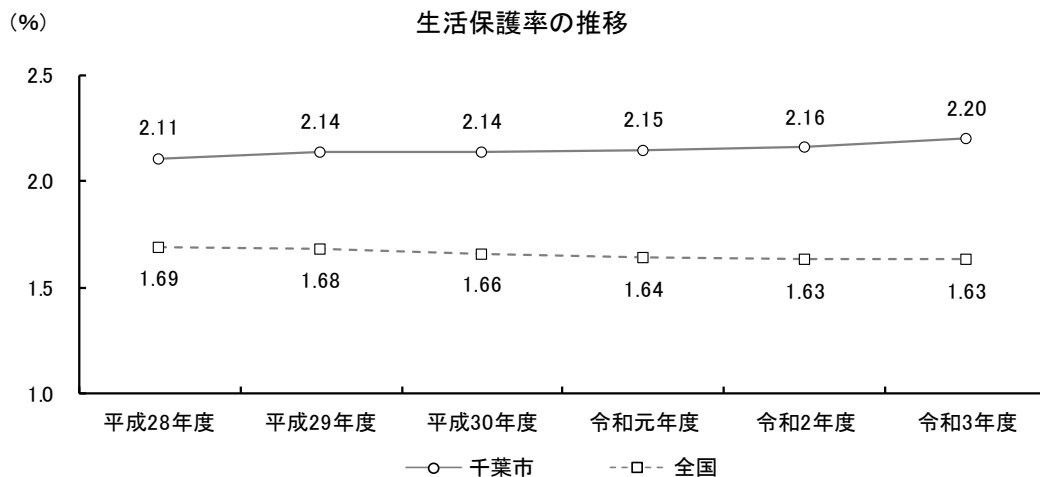
本市の18歳以下の生活保護受給者数は令和3年度で1,725人と平成26年度以降減少しています。また、生活保護受給世帯数も令和3年度で1,012世帯と平成26年度以降減少しています。



資料：本市保護課調べ

② 生活保護率の推移

18歳以下に限った場合とは異なって年々増加傾向にあり、平成28年度との比較において、全国では令和3年度には0.96倍と減少しているのに対し、本市は令和3年度で1.04倍と増加しています。



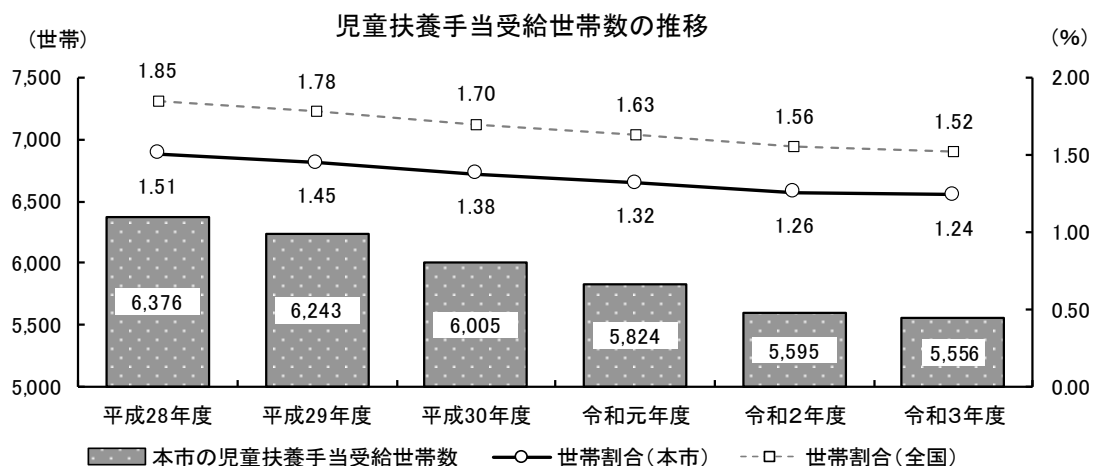
資料：本市保護課調べ、厚生労働省「被保護者調査」

(2) 児童扶養手当

① 児童扶養手当受給世帯数の推移

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

本市の児童扶養手当受給世帯数は、平成26年度以降減少傾向にあり、令和3年度で5,556世帯となっています。世帯数に対する割合で見ると、全国よりも低い水準で推移しています。



資料：本市子ども家庭支援課調べ、厚生労働省「福祉行政報告例」

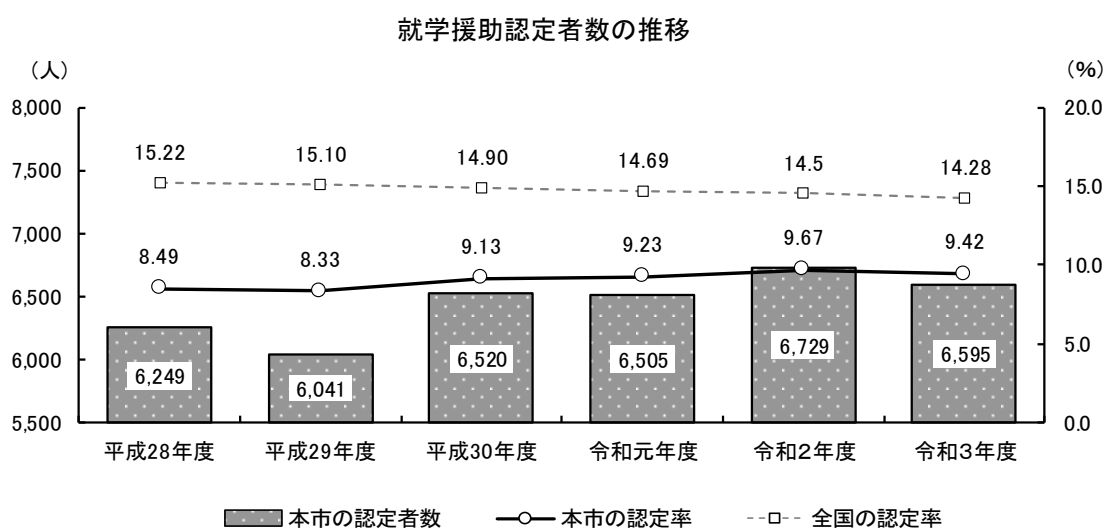
(3) 就学援助

① 就学援助認定者数の推移

就学援助制度とは、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助する制度です。就学援助の対象者は、生活保護を受給している方（要保護者）又はそれに準ずる程度に困窮していると本市が認定した方（準要保護者）になります。

本市において就学援助の対象として認定された児童生徒数は、令和3年度には平成28年度から346人増加し、6,595人となっており、就学援助の対象として認定された児童生徒の割合、すなわち認定率も令和3年度には9.42%であり、平成28年度から増加傾向となっています。

なお、本市の認定率は、全国との比較においては大幅に低く推移していません。



資料：本市学事課調べ、文部科学省データ

(注1) 就学援助の認定率は、要保護及び準要保護児童生徒数を対象となる児童生徒数で除して算出したものであり、対象となる児童生徒数は、公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の児童生徒数に国公立学校の児童生徒のうち千葉市内在住の児童生徒の数を加えたものである。

(注2) 準要保護の認定基準は、市町村によりその運用方法（認定に当たっての適用方法）が異なる。

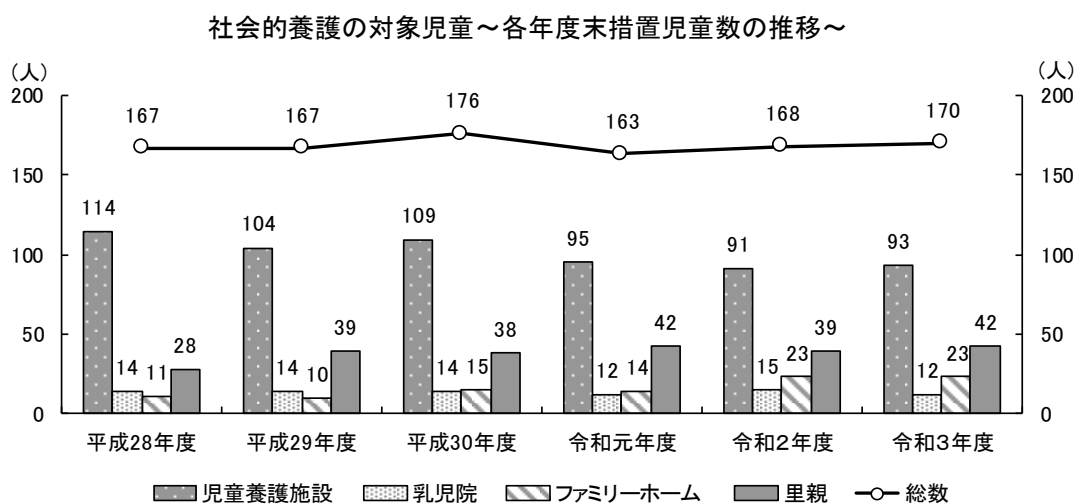
(4) 社会的養護

① 社会的養護の対象児童

保護者のいない児童や児童虐待等、子どもが家庭で生活することが困難な場合に、子どもを公の責任の下で保護・育成する仕組みを社会的養護といいます。

乳児院や児童養護施設といった施設のほか、自らの家庭において子どもを養育する里親や、養育者の住居において養育するファミリーホーム等の制度があります。

本市における児童数は、概ね170人前後で推移しています。

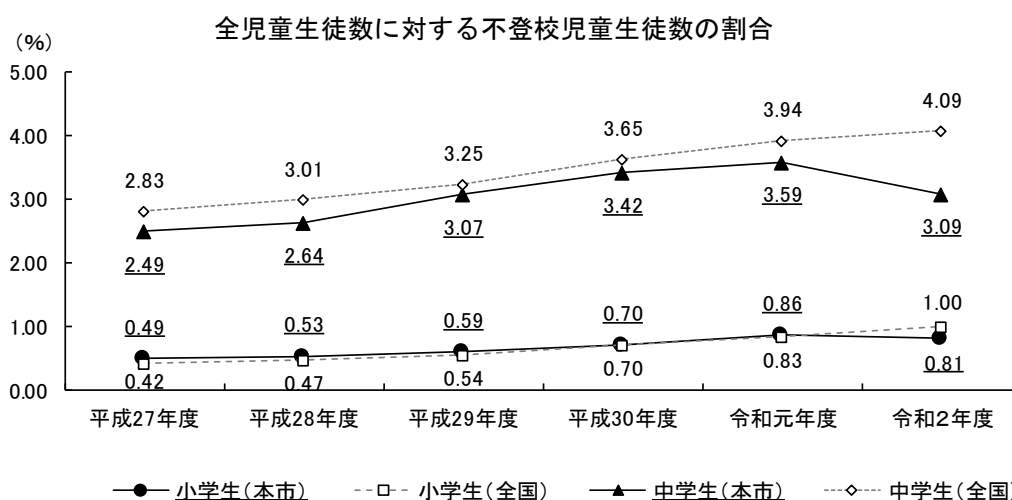


資料：本市児童相談所調べ

② 市立小中学校における不登校児童生徒数の推移

本市における不登校児童生徒数の割合は、小学生において令和元年度まで増加し、令和2年度では減少し、平成27年度と比べて0.32%増えています。また、平成27年度以降は全国平均と同程度で推移しています。

一方、中学生については、令和元年度まで増加し、令和2年度では減少し、平成27年度と比べて0.60%増えています。平成27年度以降全国平均を下回っています。



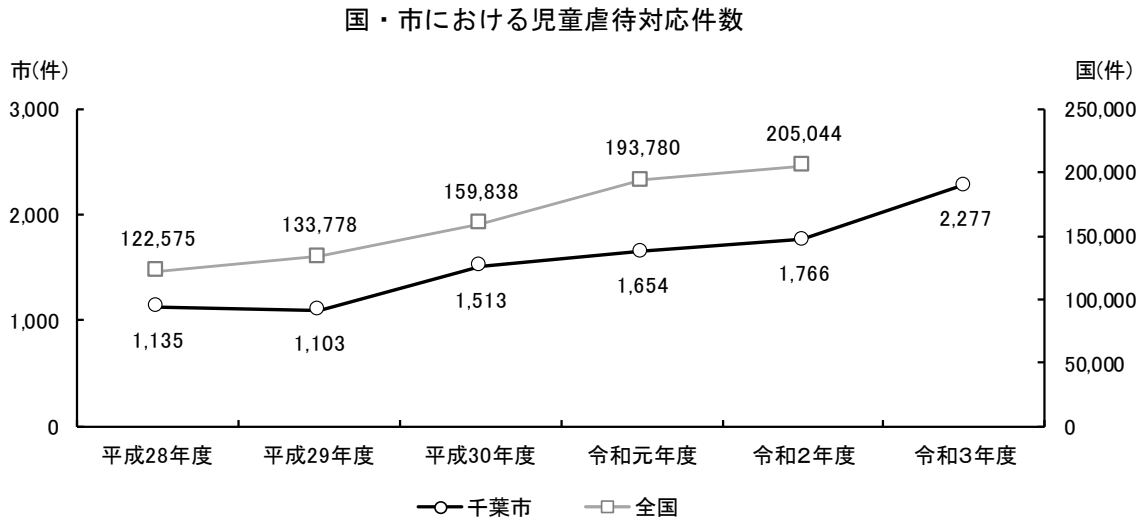
資料：本市教育委員会調べ、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注1) 調査対象：国公立小・中学校（平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

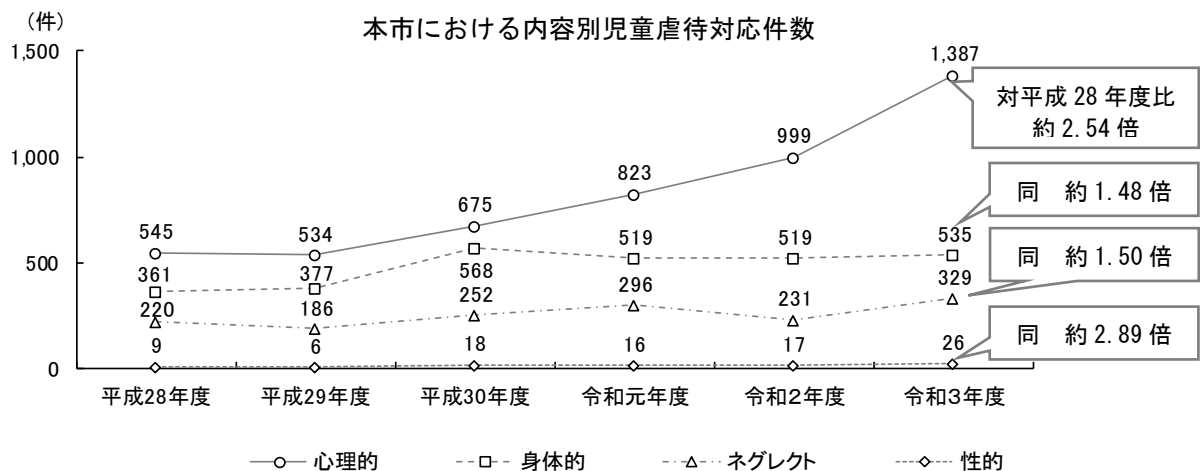
③ 児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待対応件数は、近年では、減少した年度もあるものの、増加傾向にあり、令和3年度の1年間で2,000件を超えています。令和2年度と平成28年度との比較でみると、全国が1.67倍の中、市は1.56倍となっています。



④ 本市における内容別児童虐待対応件数

内容別にみると、平成28年度との比較で、令和3年度には心理的虐待が2.54倍、身体的虐待は1.48倍、ネグレクトは1.50倍、性的虐待は2.89倍と増加しています。



(5) 子どもの貧困に関する指標の状況

国においては、子どもの貧困に関する関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定しており、比較可能な本市の数値は、次のとおりとなります。

生活保護世帯や児童養護施設の児童の進学率について、本市実績は、全国実績との比較では概ね上回っていますが、本市全児童平均との比較では引き続き相当に低い状況にあります。

指標の項目	全国実績	千葉市実績	【参考】本市全児童平均※7
生活保護世帯に属する子供			
高等学校等進学率	93.7%	93.6%	99.1%
高等学校等中退率	3.6%	2.5%	—
高校卒業後進学率	39.9%	46.6%	87.1%
大学等	※1 21.6%	※4 22.8%	64.6%
専修学校等	18.4%	23.8%	22.6%
就職率			
中学校卒業後	1.0%	0.0%	0.0%
高等学校卒業後	41.3%	33.7%	0.1%
児童養護施設等の子供			
進学率			
中学校卒業後	96.4%	100.0%	99.1%
高等学校卒業後	33.1%	66.7%	87.1%
大学等	17.8%	33.3%	64.6%
専修学校等	※2 15.3%	※5 33.3%	22.6%
就職率			
中学校卒業後	2.2%	0.0%	0.0%
高等学校卒業後	58.8%	33.3%	0.1%
スクールソーシャルワーカー配置人数	2,247人	12人	※6
スクールカウンセラー配置率	※3		
小学校（配置する割合）	67.6%	100.0%	
中学校（配置する割合）	89.0%	100.0%	

※1：令和3年4月1日 厚生労働省・援護局保護課調べ

※2：令和2年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※3：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（平成30年度実績）

※4：令和4年4月1日 本市保護課調べ

※5：令和4年度の千葉市児童相談所措置児童実績

※6：令和4年4月1日現在

※7：文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）などを基に算出

(6) アンケート調査結果

調査概要

子育てや教育に関する施策を総合的に推進する計画を策定するため、子どものいる家庭に、生活状況や子どもの様子、学校生活や将来について、直接、考えを伺うアンケート調査を実施しました。

○ 調査対象・期間

- 千葉市在住の小学5・6年生、中学2・3年生の子どもがいる以下の世帯の保護者と子ども(区分ごとに無作為抽出)

調査期間：令和2年10月22日から
令和2年11月12日

- 千葉市が措置した小学5・6年生、中学2・3年生の以下の子ども(悉皆調査)
児童養護施設、ファミリーホーム及び里親家庭の子ども 計41人

調査期間：令和2年11月18日から令和2年12月7日

世帯数	対象世帯数
一般世帯	3,000 世帯
ひとり親世帯(※)	950 世帯
生活保護世帯	350 世帯
就学援助世帯	350 世帯
児童養護施設等	700 世帯
計	5,000 世帯

(※) 児童扶養手当受給世帯

○ 調査方法

- 郵送による配布・回収

○ 回収状況

区分	配布数	有効回答数 (子ども)	有効回答率 (子ども)	有効回答数 (保護者)	有効回答率 (保護者)
一般世帯	3,000 通	1,182 通	39.4%	1,281 通	42.7%
ひとり親世帯	950 通	283 通	29.8%	305 通	32.1%
生活保護世帯	350 通	80 通	22.9%	96 通	27.4%
就学援助世帯	700 通	228 通	32.6%	246 通	35.1%
児童養護施設等	41 通	37 通	90.2%		
計	5,041 通	1,810 通	35.9%	1,928 通	39.4%

○ 本調査における生活困窮世帯の定義

国では、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分を相対的貧困水準(“貧困線”)とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が“貧困線”以下の世帯を相対的貧困世帯と定義しています。

本調査においては、世帯年収についての質問（保護者問24）の回答より“貧困線”を算出し（本調査では145.345万円）、“貧困線”以下の世帯年収の世帯を「生活困窮世帯」と定義しています。

なお、世帯の所得額については、回答者の負担感等を考慮し、手取り収入について選択肢で回答を求めました。そのため、国の貧困線の算出方法で用いる「等価可処分所得」の中央値には、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯人員の平方根で割って調整した値を当てはめています。

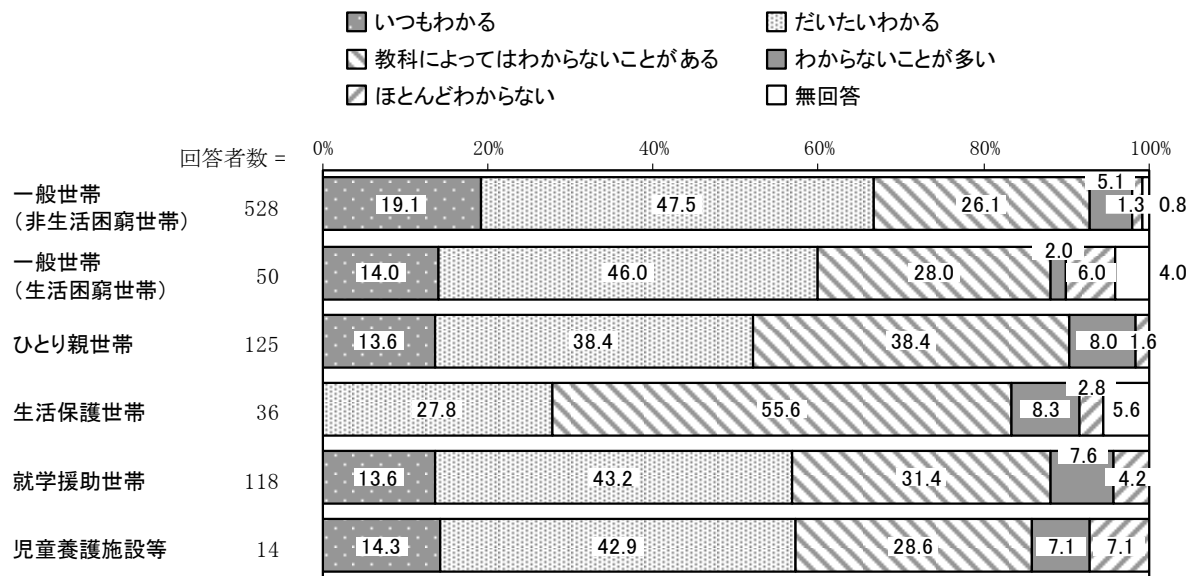
- （例）世帯所得が「500～550万円」で世帯人員が5人の場合、世帯所得を525万円として算出します。
（当該世帯の“等価可処分所得”）＝（525万円）÷（ $\sqrt{5}$ ）≒（234.8万円）

なお、手取り収入、世帯人員の設問に対し、回答がなかった場合は、本調査で算出した結果には反映していません。

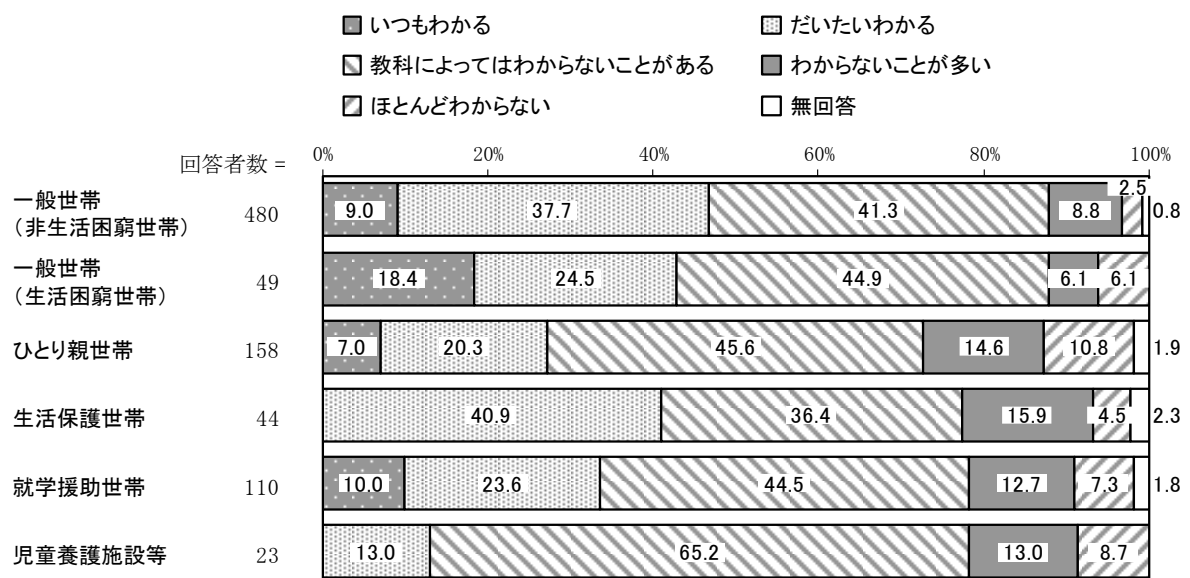
① 授業の理解度

授業の理解度について、小学生、中学生ともに、一般世帯（非生活困窮世帯）に比べ、その他の世帯では「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせた割合が低くなっています。

授業の理解度＜小学生＞



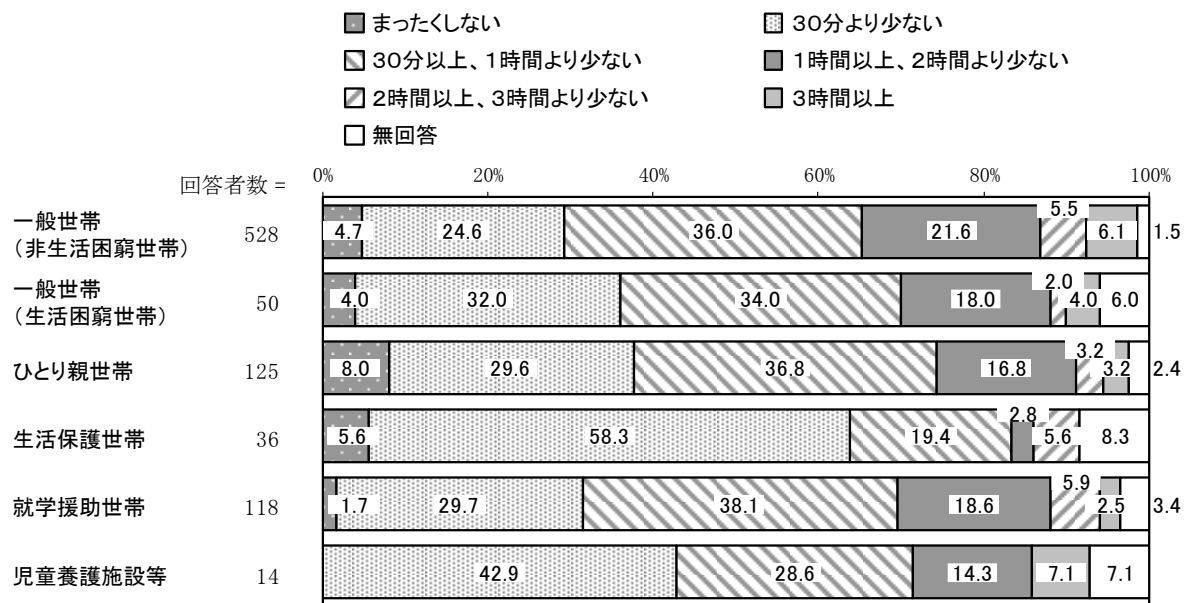
授業の理解度＜中学生＞



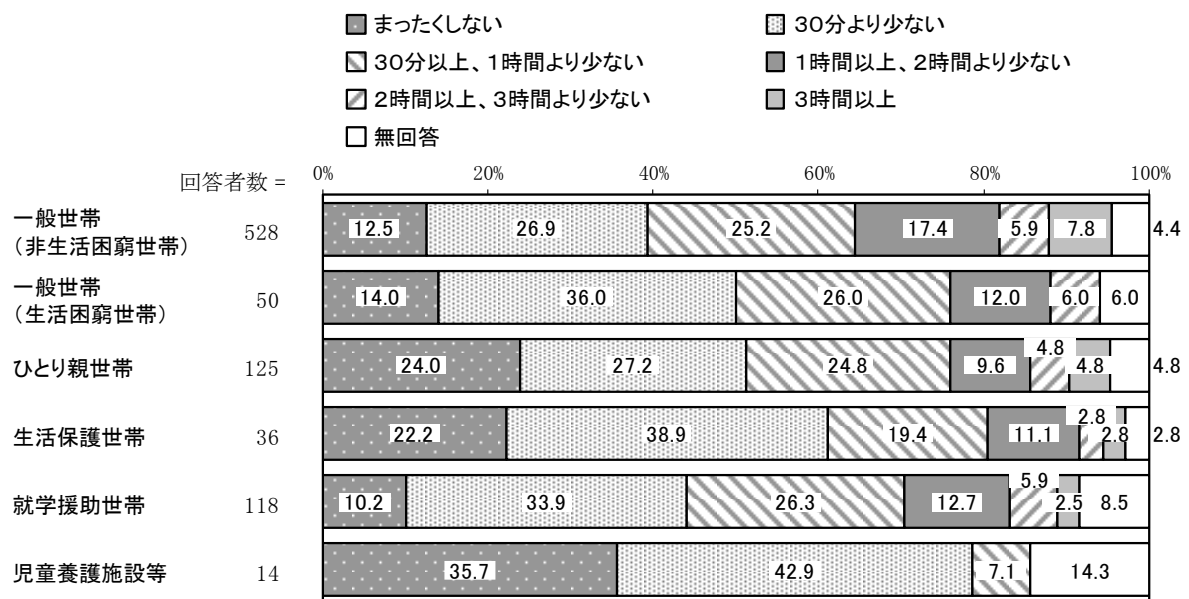
② 学習習慣

学習習慣について、小学生、中学生ともに、学校がある日に比べ学校がない日で「まったくしない」の割合が高くなっています。特に、小学生では、ひとり親世帯で、中学生では、生活保護世帯で「まったくしない」の割合が高くなっています。

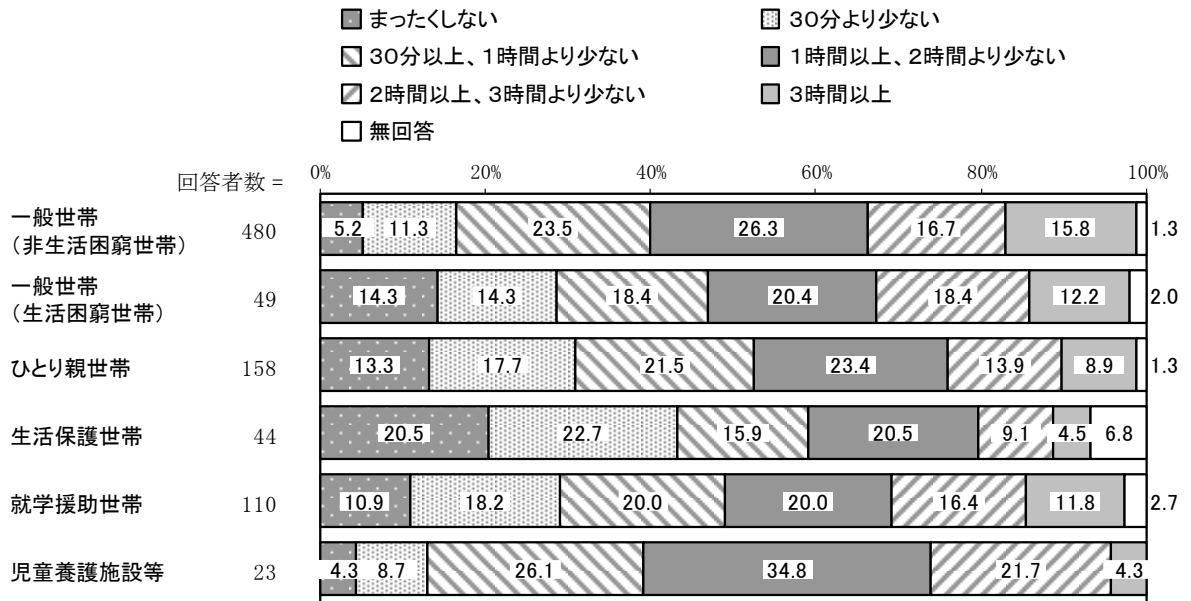
学習習慣（月～金曜日）＜小学生＞



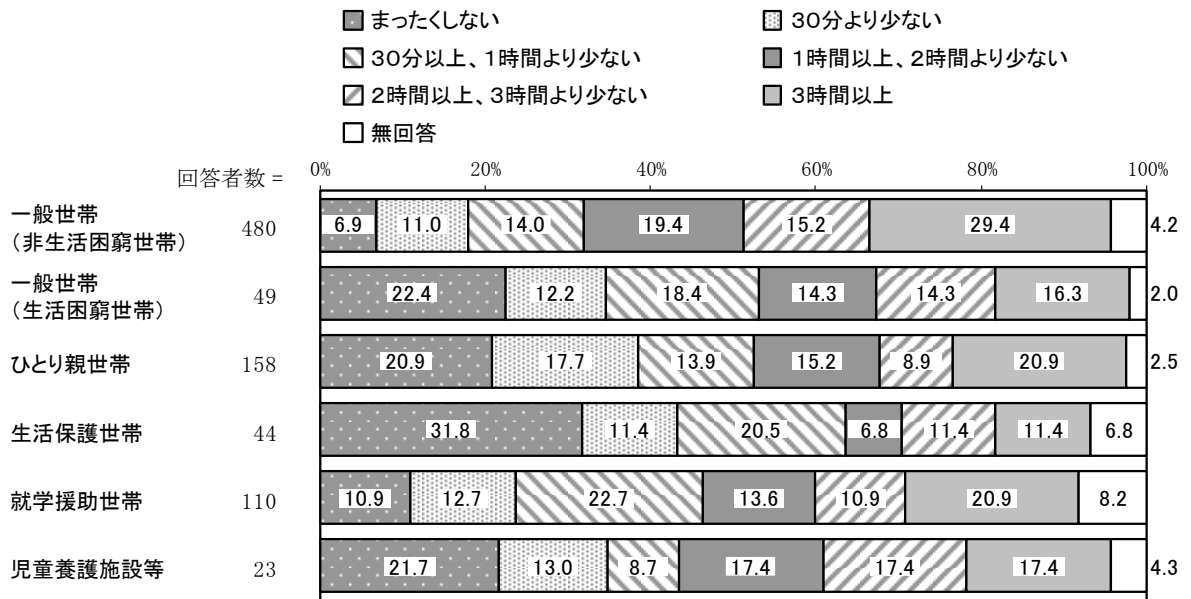
学習習慣（土・日曜日・祝日）＜小学生＞



学習習慣（月～金曜日）＜中学生＞



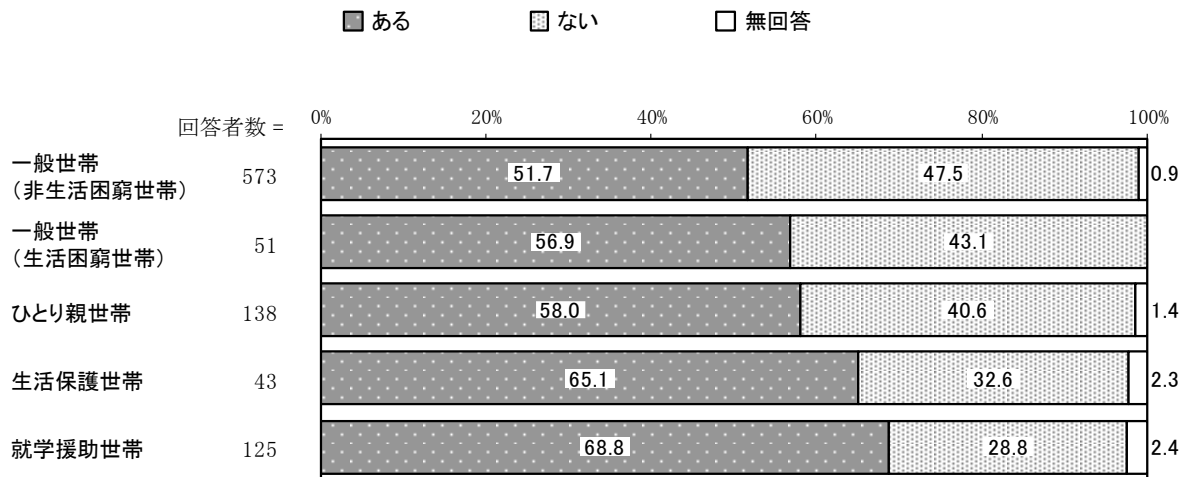
学習習慣（土・日曜日・祝日）＜中学生＞



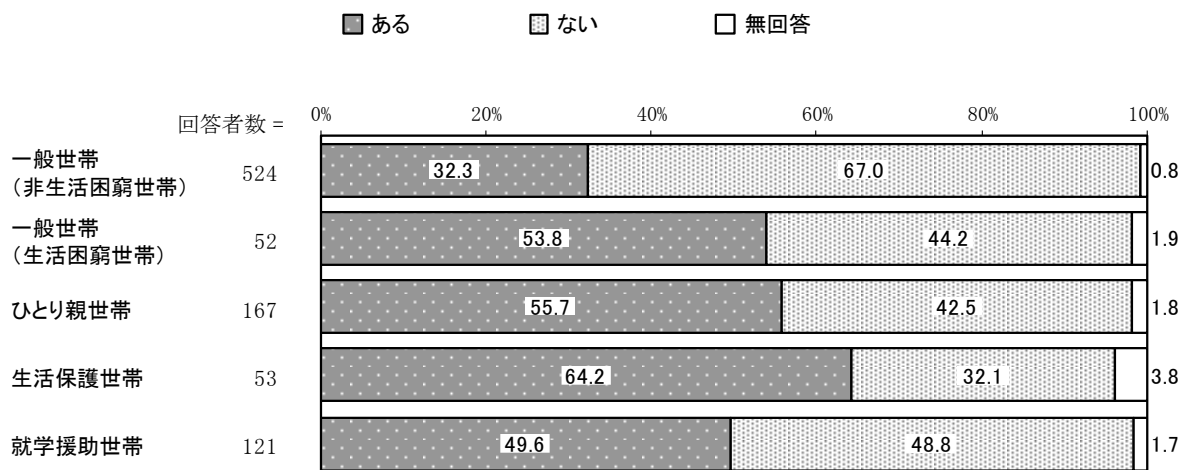
③ 塾や習い事で通わせたいのに通わせていないものがあるか

塾や習い事で通わせたいのに通わせていないものがあるかについて、小学生保護者、中学生保護者ともに、一般世帯（非生活困窮世帯）以外において「ある」の割合が高くなっています。

塾や習い事で通わせたいのに通わせていないものがあるか<小学生保護者>



塾や習い事で通わせたいのに通わせていないものがあるか<中学生保護者>



④ 塾等に通わせられない理由

塾等に通わせられない理由について、小学生保護者、中学生保護者ともに、一般世帯（非生活困窮世帯）以外において「月謝や授業料が高い」の割合が高くなっています。

塾等に通わせられない理由＜小学生保護者＞

区分	回答者数 (件)	送迎が困難	月謝や授業料が高い	お子さんが希望して いない	自宅の近くにない	その他	無回答
一般世帯(非生活困窮世帯)	296	32.4	51.7	47.0	15.9	9.5	2.0
一般世帯(生活困窮世帯)	29	37.9	75.9	34.5	20.7	3.4	—
ひとり親世帯	80	46.3	76.3	26.3	21.3	5.0	2.5
生活保護世帯	28	42.9	71.4	28.6	28.6	10.7	—
就学援助世帯	86	37.2	79.1	37.2	11.6	10.5	—

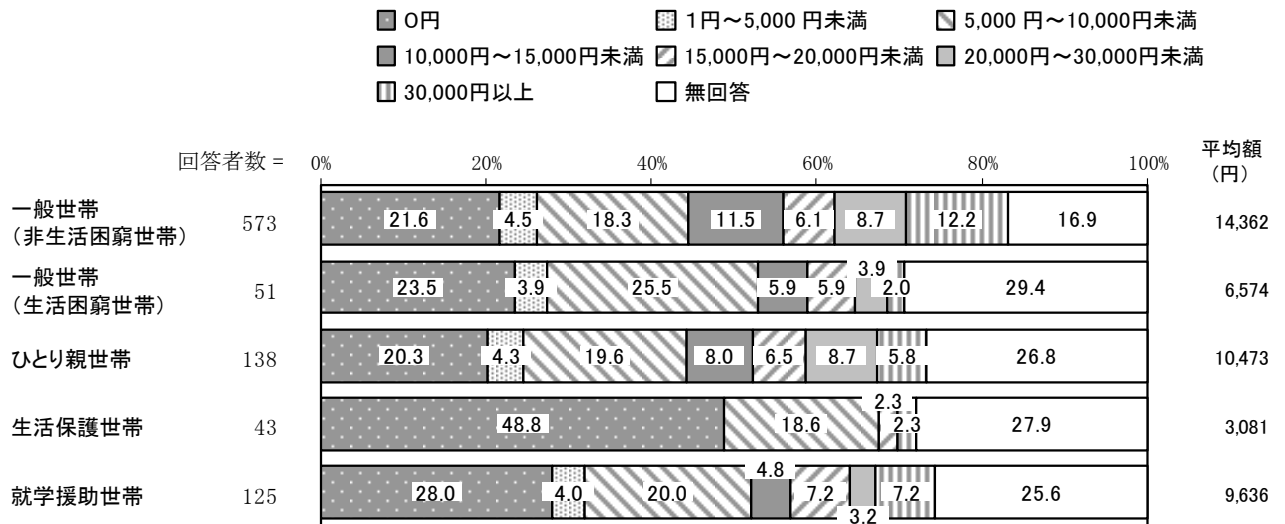
塾等に通わせられない理由＜中学生保護者＞

区分	回答者数 (件)	送迎が困難	月謝や授業料が高い	お子さんが希望して いない	自宅の近くにない	その他	無回答
一般世帯(非生活困窮世帯)	169	20.7	63.9	35.5	14.8	10.7	3.6
一般世帯(生活困窮世帯)	28	7.1	89.3	35.7	7.1	7.1	3.6
ひとり親世帯	93	26.9	84.9	31.2	14.0	3.2	—
生活保護世帯	34	35.3	85.3	23.5	20.6	5.9	5.9
就学援助世帯	60	13.3	78.3	30.0	10.0	3.3	5.0

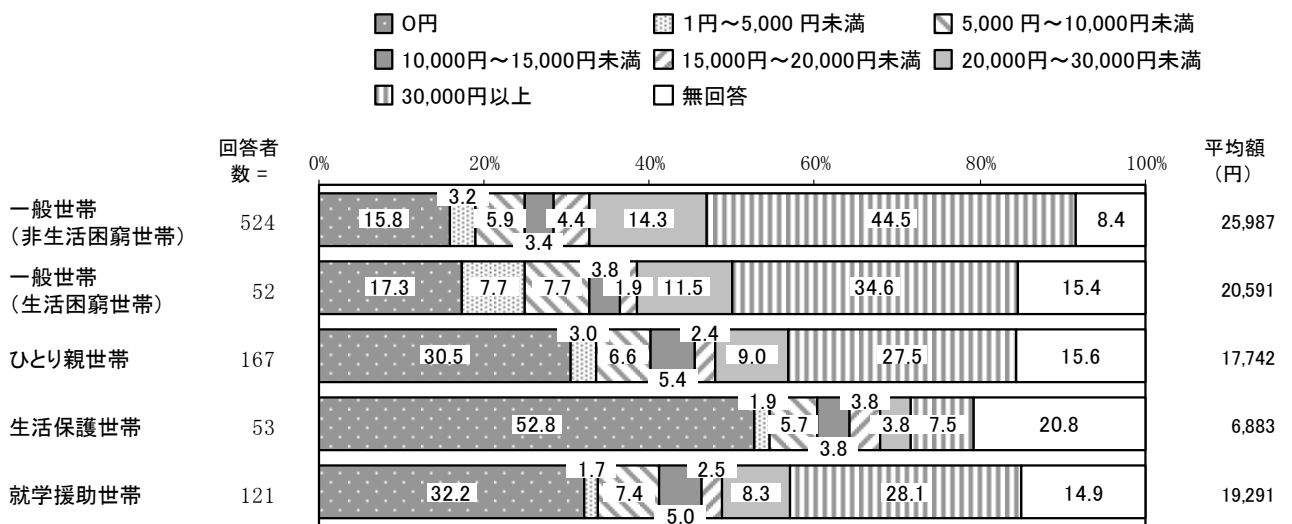
⑤ 塾代等の費用

塾代等の費用について、小学生保護者、中学生保護者ともに、他に比べ、生活保護世帯で「0円」の割合が高くなっています。

塾代等の費用<小学生保護者>



塾代等の費用<中学生保護者>



⑥ 進学希望の理由

進学希望の理由について、中学生では、生活保護世帯で「希望する学校や職業があるから」の割合が低くなっています。

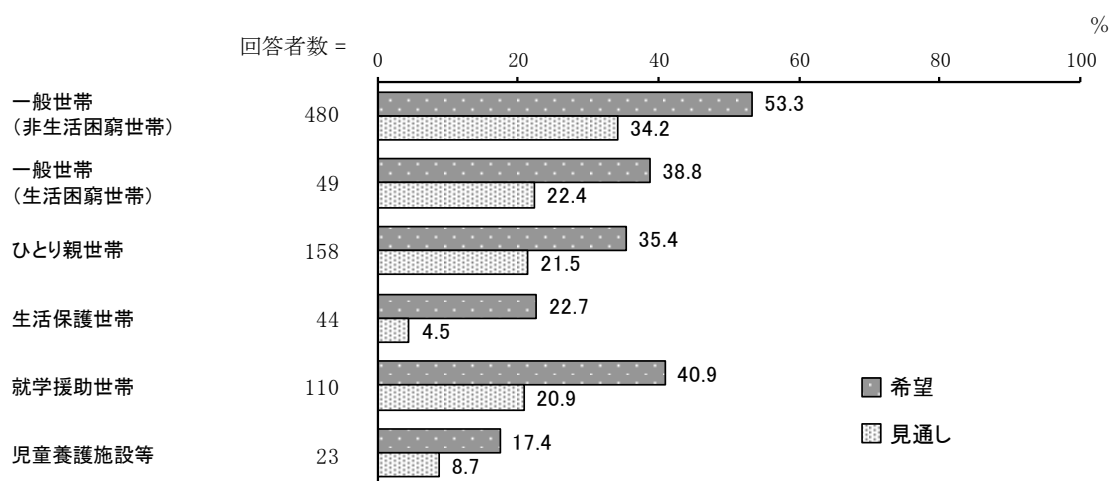
進学希望の理由<中学生>

区分	回答者数 (件)	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達 がそうしているから	家にお金がないと思 うから	早く働く必要がある から	その他	とくに理由はない	無回答
一般世帯 (非生活困窮世帯)	380	50.5	17.1	11.8	7.4	7.6	0.5	3.7	4.5	18.7	3.2
一般世帯 (生活困窮世帯)	44	54.5	20.5	6.8	6.8	4.5	15.9	6.8	4.5	20.5	—
ひとり親世帯	118	47.5	15.3	13.6	5.9	6.8	9.3	4.2	6.8	24.6	2.5
生活保護世帯	35	28.6	25.7	8.6	11.4	5.7	2.9	8.6	8.6	11.4	2.9
就学援助世帯	92	57.6	18.5	20.7	6.5	6.5	14.1	6.5	4.3	9.8	2.2
児童養護施設等	19	47.4	15.8	—	5.3	—	—	10.5	15.8	21.1	5.3

⑦ 進学の見通しと希望の比較（「大学またはそれ以上」と回答した割合）

進学の見通しと希望について、「大学またはそれ以上」と回答した割合の比較では、世帯類型にかかわらず希望よりも見通しが低くなっており、特に、生活保護世帯で、希望より見通しが低くなる割合が高くなっています。

進学の見通しと希望の比較（「大学またはそれ以上」と回答した割合）<中学生>



⑧ 進学の見通しの理由

進学の見通しの理由について、生活保護世帯で「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が、就学援助世帯で「お子さんの学力から考えて」の割合が高くなっています。

進学の見通しの理由<中学生保護者>

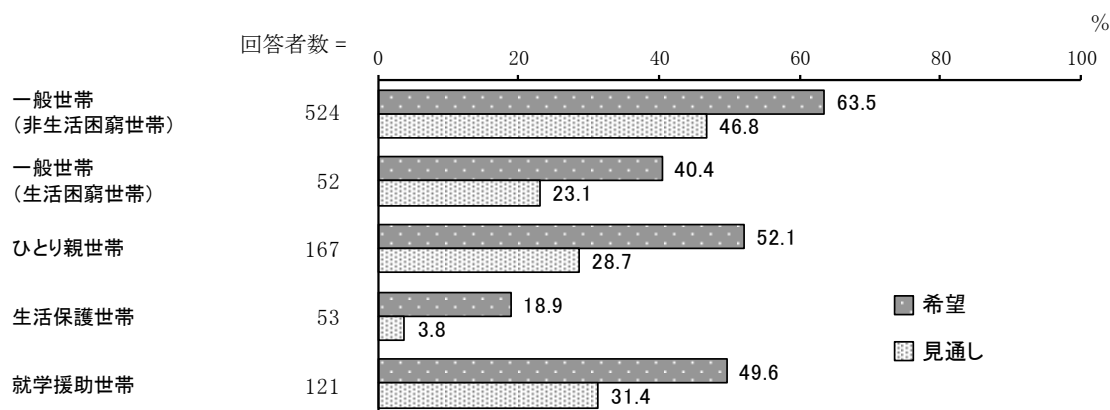
単位：%

区分	回答者数(件)	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	その他	特に理由はない	無回答
一般世帯 (非生活困窮世帯)	409	48.7	26.2	36.4	9.3	5.1	6.1	0.7
一般世帯 (生活困窮世帯)	40	40.0	10.0	37.5	32.5	2.5	2.5	—
ひとり親世帯	129	41.9	20.2	24.8	27.1	7.0	4.7	1.6
生活保護世帯	35	25.7	22.9	37.1	45.7	5.7	8.6	2.9
就学援助世帯	90	40.0	30.0	47.8	15.6	4.4	2.2	2.2

⑨ 進学の見通しと希望の比較（「大学またはそれ以上」と回答した割合）

進学の希望と見通しについて、「大学またはそれ以上」と回答した割合の比較では、世帯類型にかかわらず希望よりも見通しが低くなっており、特に、生活保護世帯で、希望より見通しが低くなる割合が高くなっています。

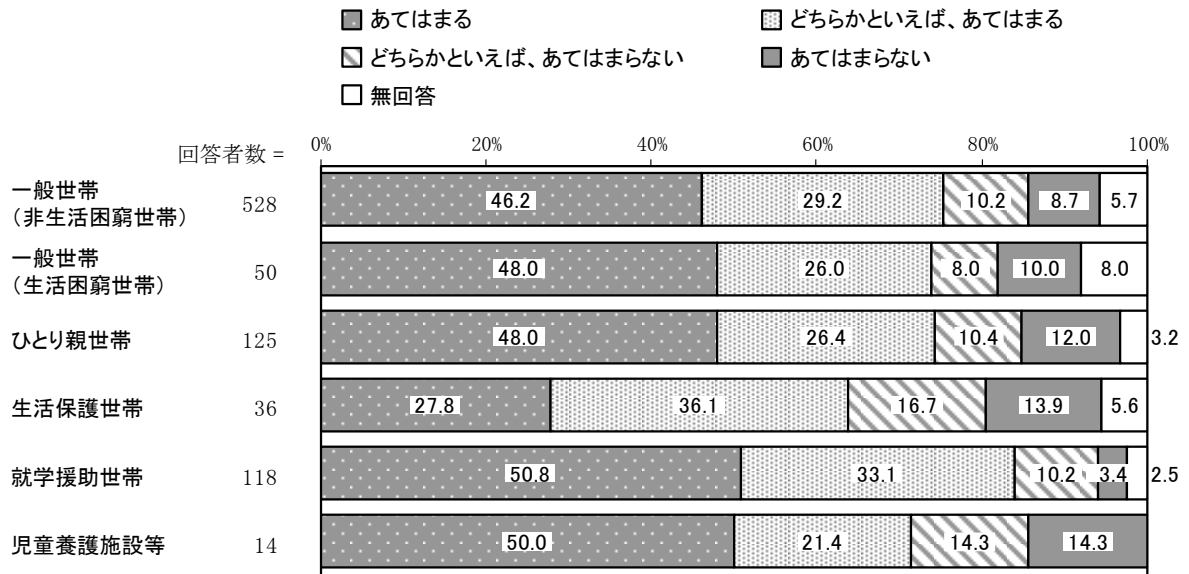
進学の見通しと希望の比較（「大学またはそれ以上」と回答した割合）<中学生保護者>



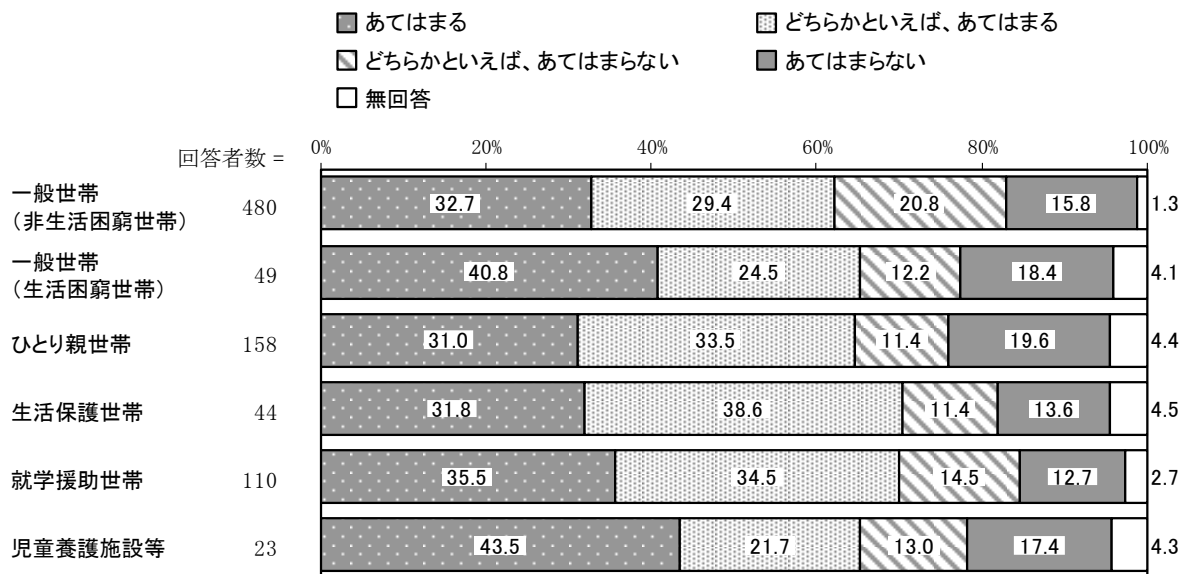
⑩ 将来の夢や目標を持っている

将来の夢や目標を持っていることについて、小学生では、他に比べ、生活保護世帯で「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた割合が低くなっています。

将来の夢や目標を持っている<小学生>



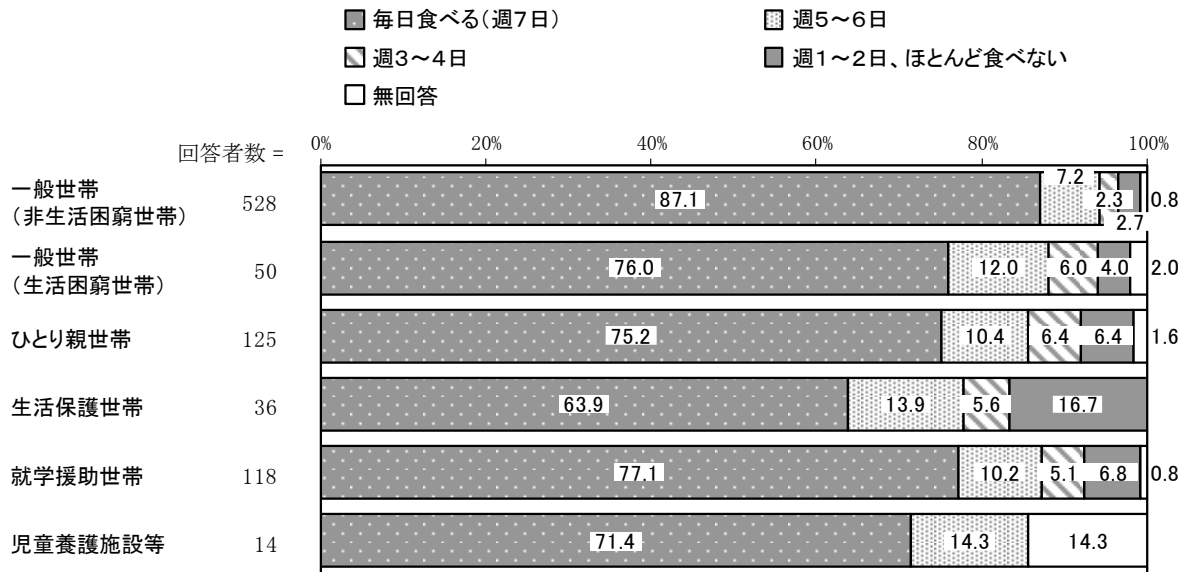
将来の夢や目標を持っている<中学生>



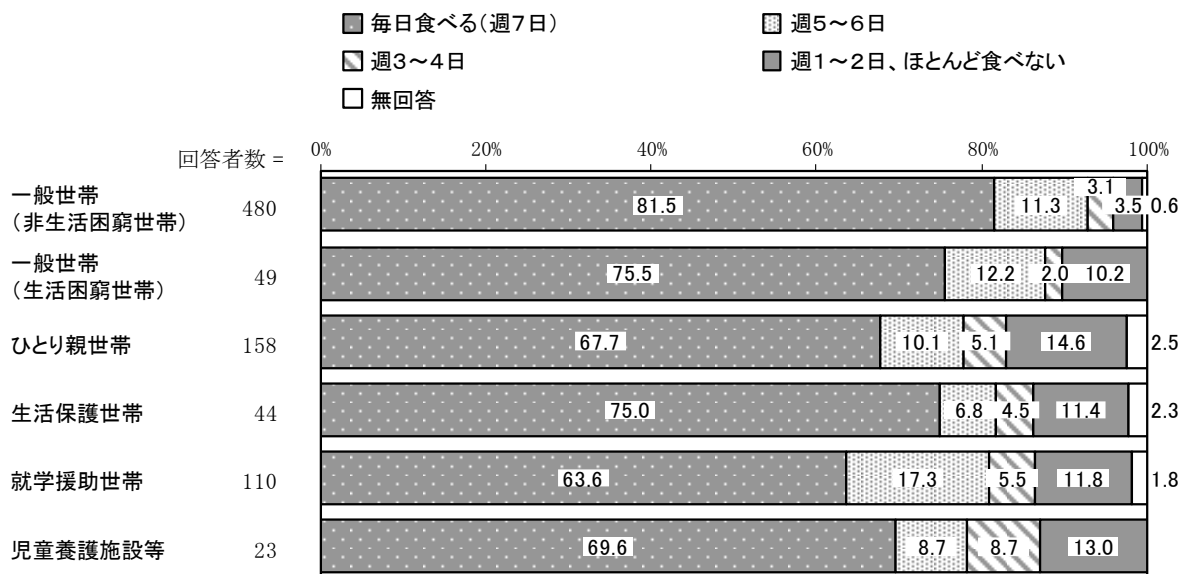
⑪ 食事の頻度（朝食）

食事の頻度について、朝食で「毎日食べる（週7日）」の割合は、他に比べ、小学生では生活保護世帯、中学生ではひとり親世帯、就学援助世帯で低くなっています。

食事の頻度（朝食）＜小学生＞



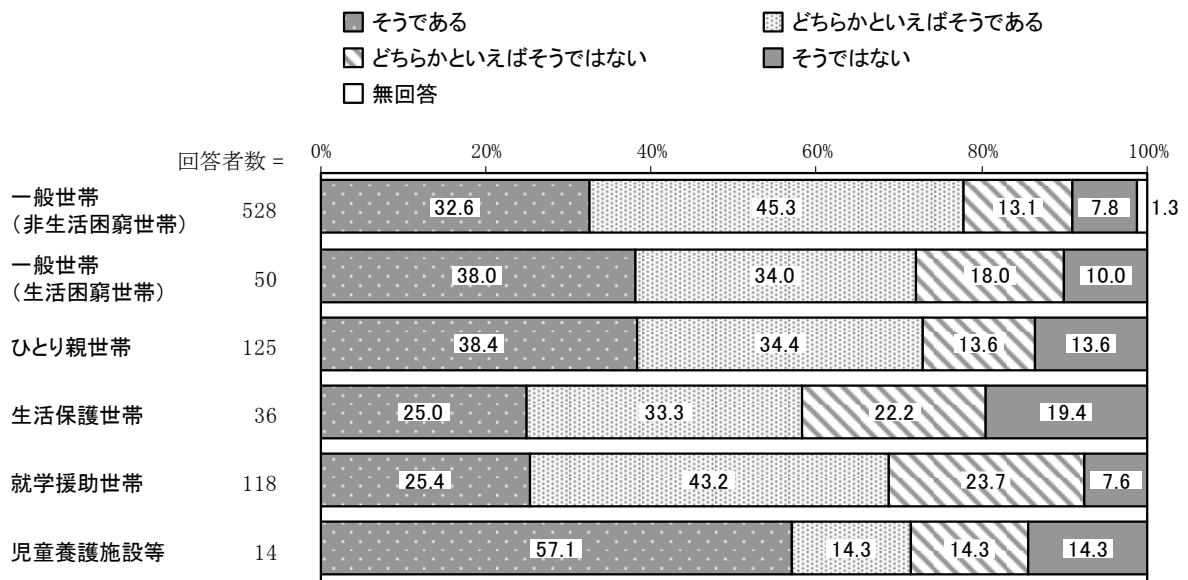
食事の頻度（朝食）＜中学生＞



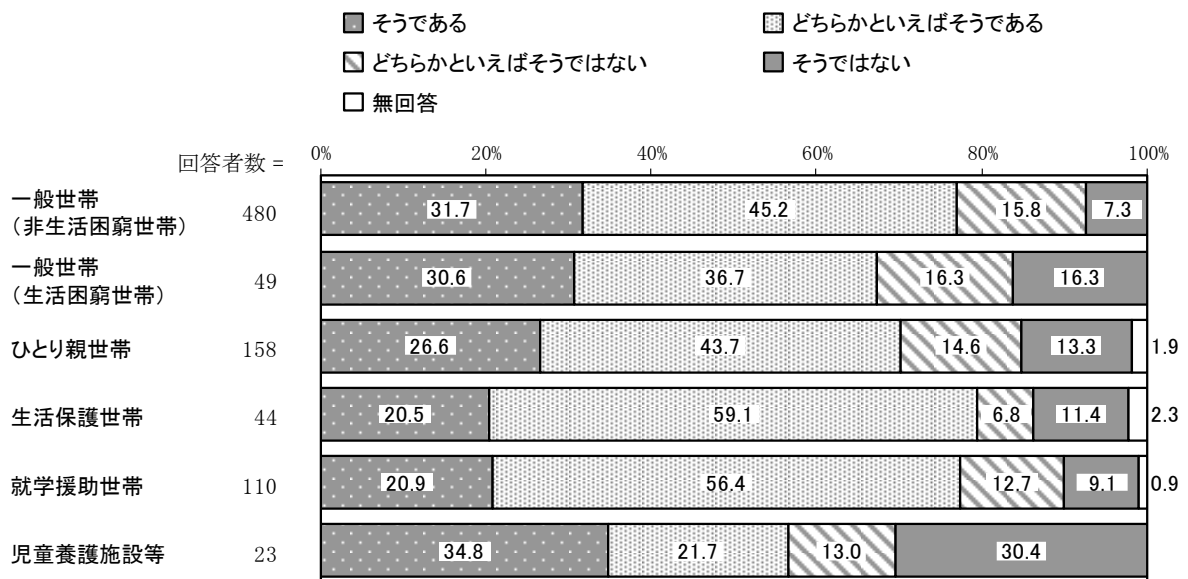
⑫ 就寝時間の規則性

就寝時間の規則性「ふだん（平日）ほぼ同じ時間に寝ていますか。」について、小学生では、他に比べ、生活保護世帯で「そうである」と「どちらかといえばそうである」を合わせた割合が低くなっています。中学生では、児童養護施設等で「そうである」と「どちらかといえばそうである」を合わせた割合が低くなっています。

就寝時間の規則性<小学生>



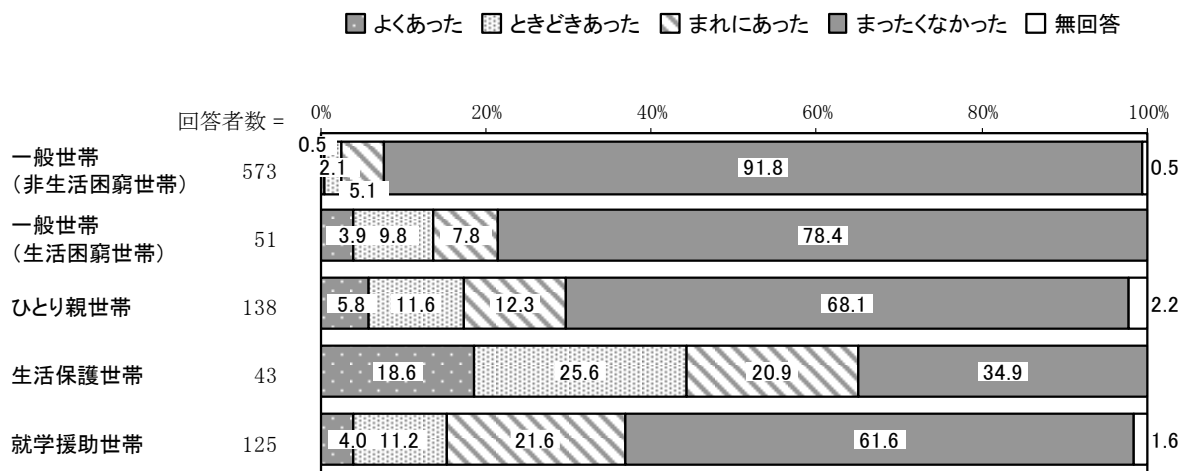
就寝時間の規則性<中学生>



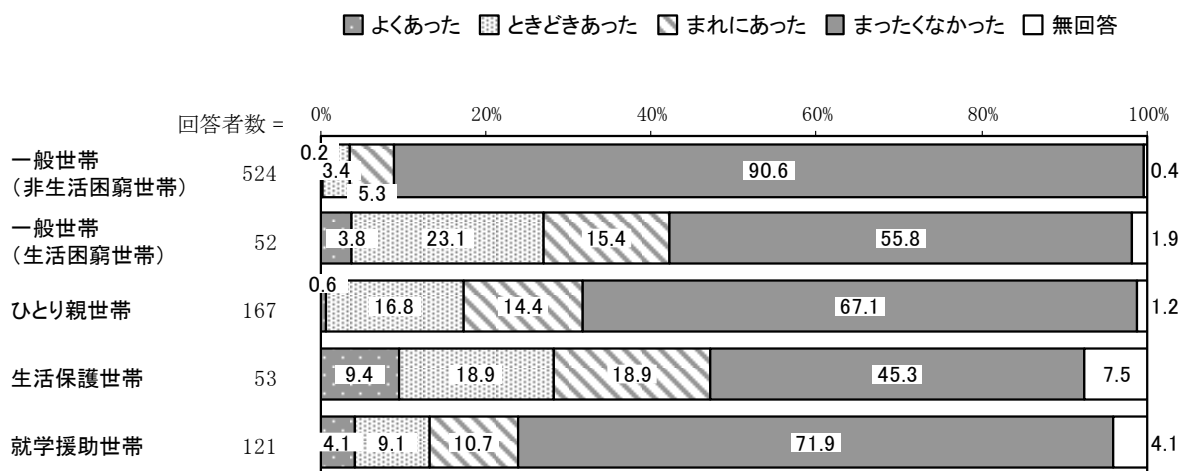
⑬ 欠乏経験（食料・衣服が買えなかった経験）

食料・衣服が買えなかった経験について、小学生保護者では、他に比べ、生活保護世帯で「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合が高くなっています。中学生保護者では、他に比べ、一般世帯（生活困窮世帯）、生活保護世帯で「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合が高くなっています。

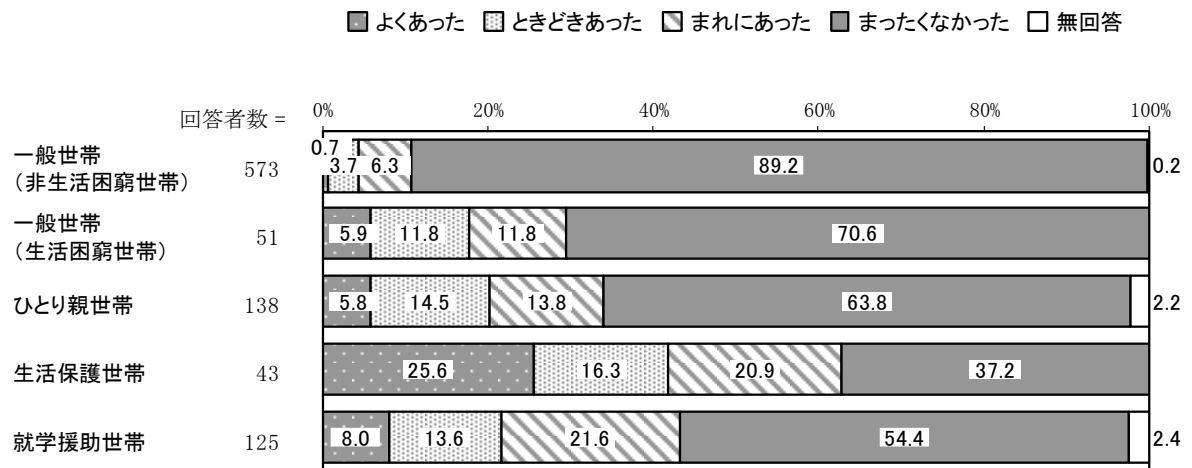
食料が買えなかった＜小学生保護者＞



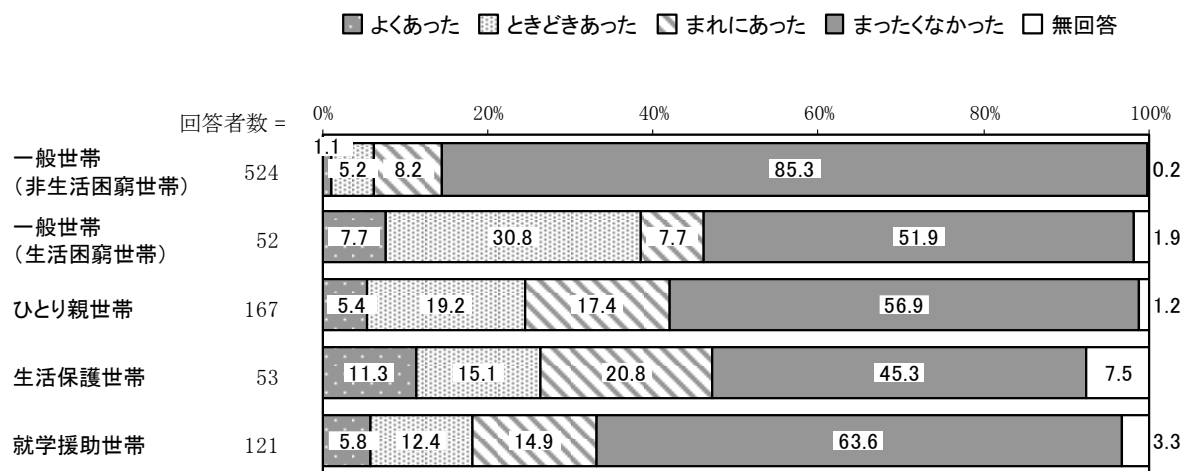
食料が買えなかった＜中学生保護者＞



衣服が買えなかった経験<小学生保護者>



衣服が買えなかった経験<中学生保護者>



⑭ 光熱水費を滞納した経験

光熱水費を滞納した経験について、小学生保護者、中学生保護者ともに、他に比べ、生活保護世帯で全ての料金で未払いになった割合が高くなっています。

光熱水費を滞納した経験＜小学生保護者＞

単位：％

区分	回答者数 (件)	電気料金	ガス料金	水道料金	無回答
一般世帯(非生活困窮世帯)	573	1.7	1.4	1.4	97.9
一般世帯(生活困窮世帯)	51	5.9	2.0	2.0	94.1
ひとり親世帯	138	8.0	8.7	10.1	87.7
生活保護世帯	43	37.2	34.9	30.2	55.8
就学援助世帯	125	10.4	10.4	16.0	80.0

光熱水費を滞納した経験＜中学生保護者＞

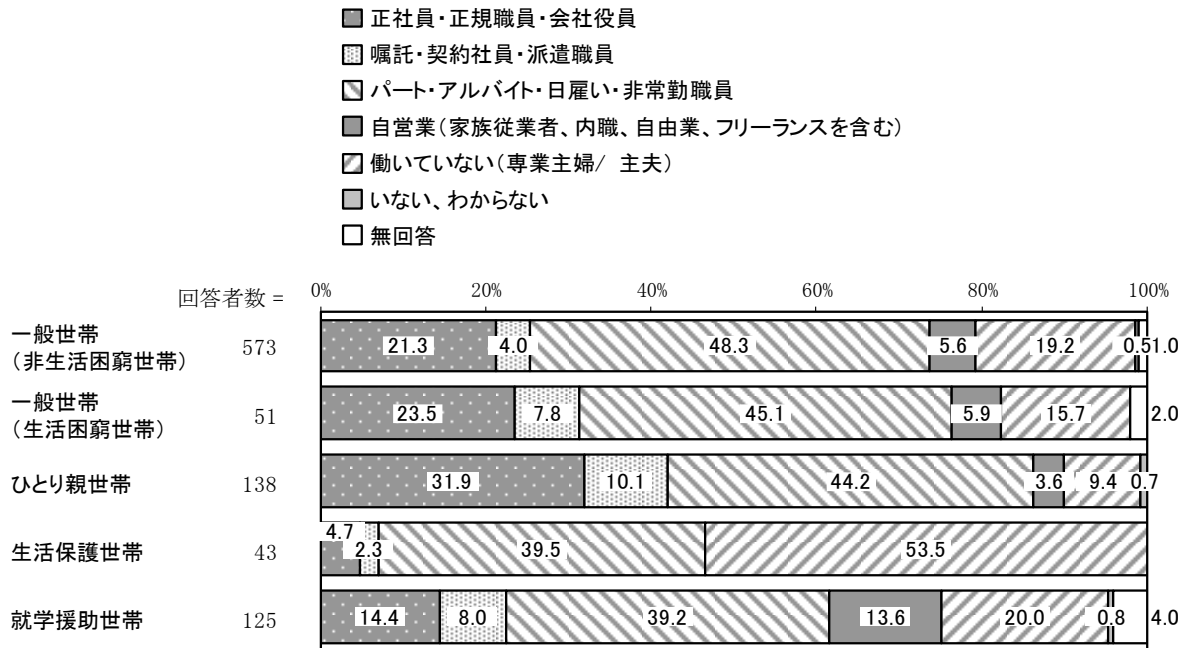
単位：％

区分	回答者数 (件)	電気料金	ガス料金	水道料金	無回答
一般世帯(非生活困窮世帯)	524	2.1	1.7	2.1	96.8
一般世帯(生活困窮世帯)	52	15.4	15.4	13.5	71.2
ひとり親世帯	167	9.6	7.8	9.0	85.6
生活保護世帯	53	20.8	20.8	18.9	71.7
就学援助世帯	121	9.1	9.9	8.3	87.6

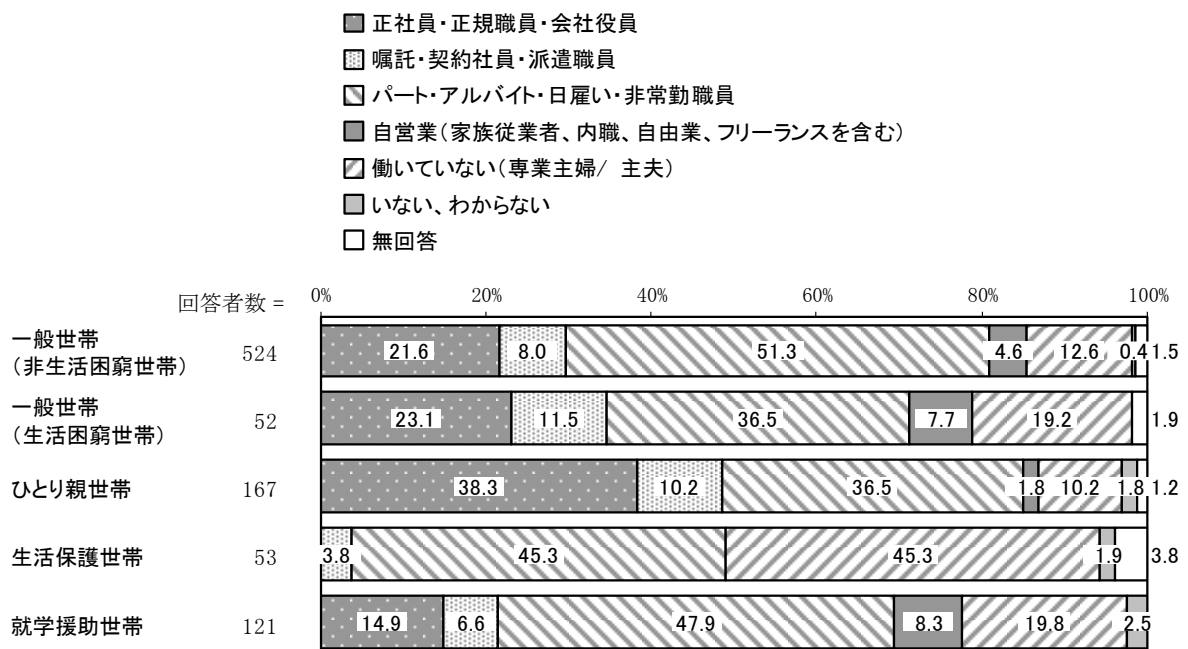
⑮ 親の雇用形態（母親）

母親の雇用形態について、小学生保護者、中学生保護者ともに、他に比べ、生活保護世帯で「働いていない」の割合が高くなっています。

親の雇用形態（母親）＜小学生保護者＞



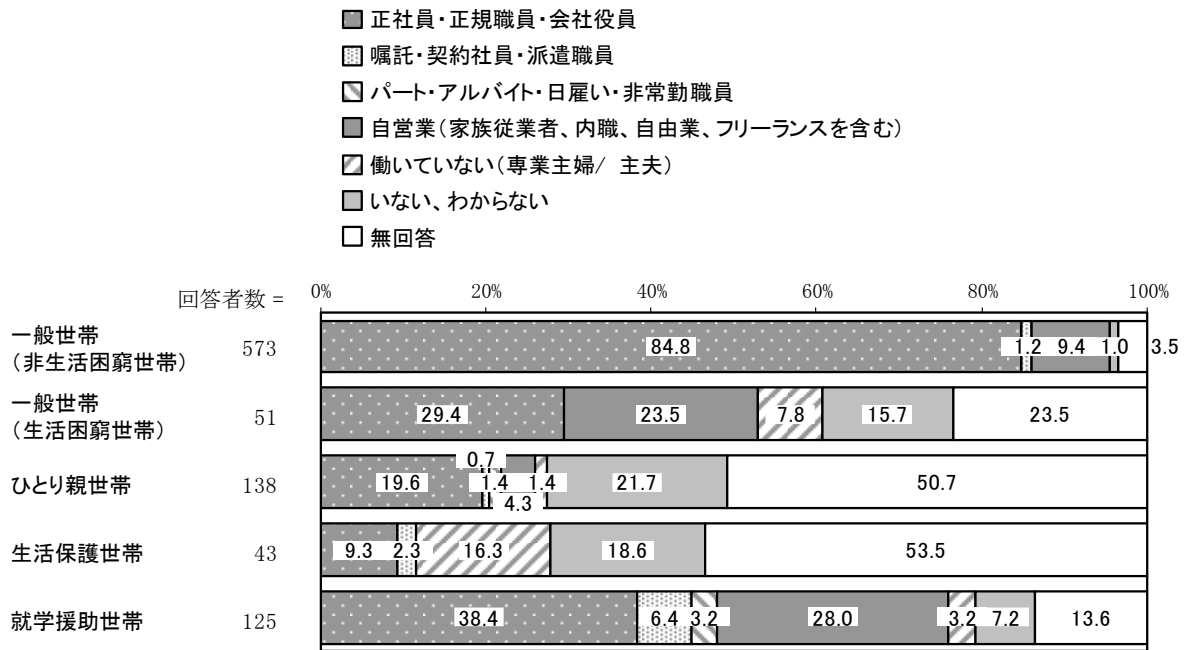
親の雇用形態（母親）＜中学生保護者＞



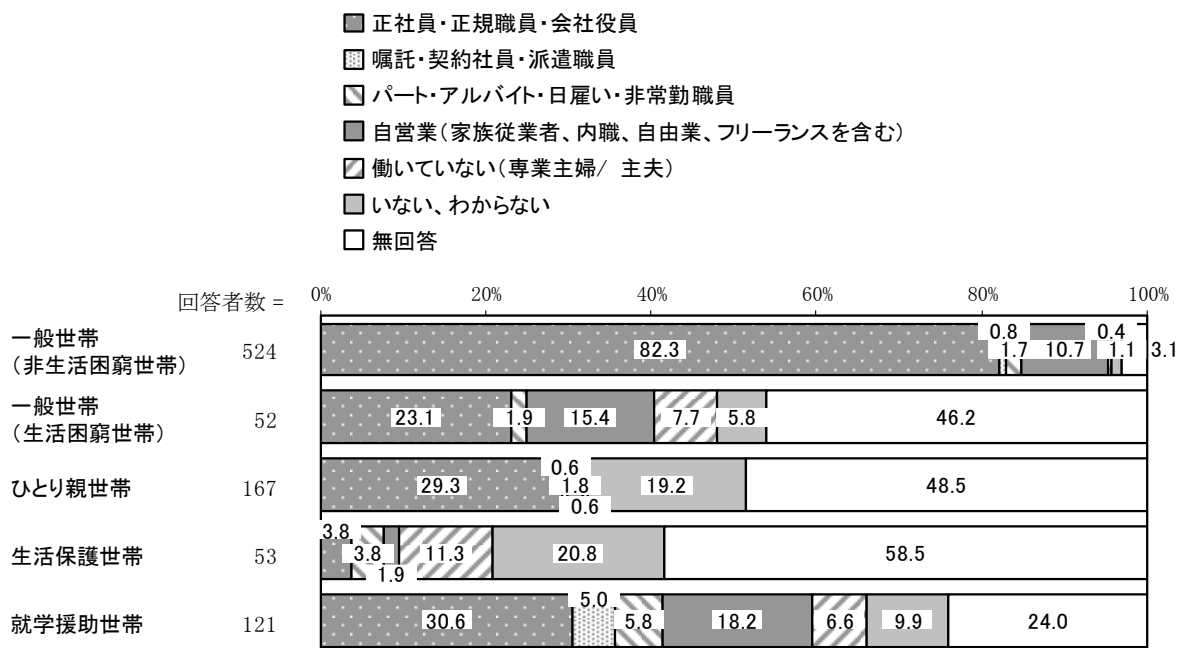
⑯ 親の雇用形態（父親）

父親の雇用形態について、小学生保護者、中学生保護者ともに、一般世帯（非生活困窮世帯）以外において「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低くなっています。

親の雇用形態（父親）＜小学生保護者＞



親の雇用形態（父親）＜中学生保護者＞



(7) 資源量調査結果

調査概要

貧困状況にある子どもや家庭の現状や課題、必要な支援について、支援する側の視点での意見を伺うことを目的として、子どもへの支援を行う支援機関等を対象にアンケート調査を実施しました。

○ 調査対象・期間

- ・ 社会福祉協議会各区事務所、保育所、子どもルーム、生活・自立仕事相談センター、子育て支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、子どもナビゲーター、子ども食堂、フードバンク、学習支援団体、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、母子父子自立支援員、家庭相談員、ひとり親支援団体 等

計 95団体(施設・者)

※保育所、子どもルーム、スクールカウンセラーは、各区1～2か所(者)抽出

調査期間：令和2年10月5日から令和2年10月20日

○ 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収
- ・ 電子メールによる配布、電子申請システムによる回答
- ・ 庁内の事務連絡による配布・回収

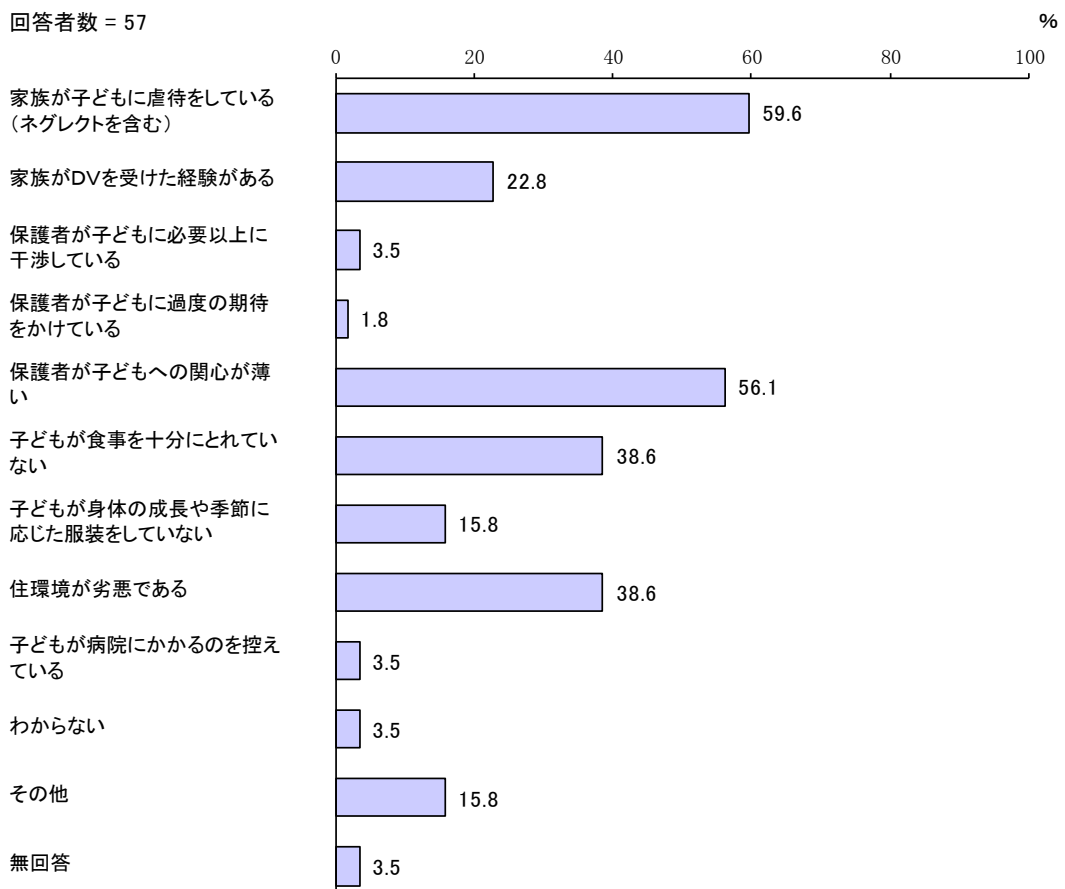
○ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
95 通	57 通	60.0%

① 貧困状況にある子どもの家庭の困難な状況

「家族が子どもに虐待をしている（ネグレクトを含む）」の割合が59.6%と最も高く、次いで「保護者が子どもへの関心が薄い」の割合が56.1%、「子どもが食事を十分にとれていない」、「住環境が劣悪である」の割合が38.6%となっています。

貧困状況にある子どもの家庭の困難な状況



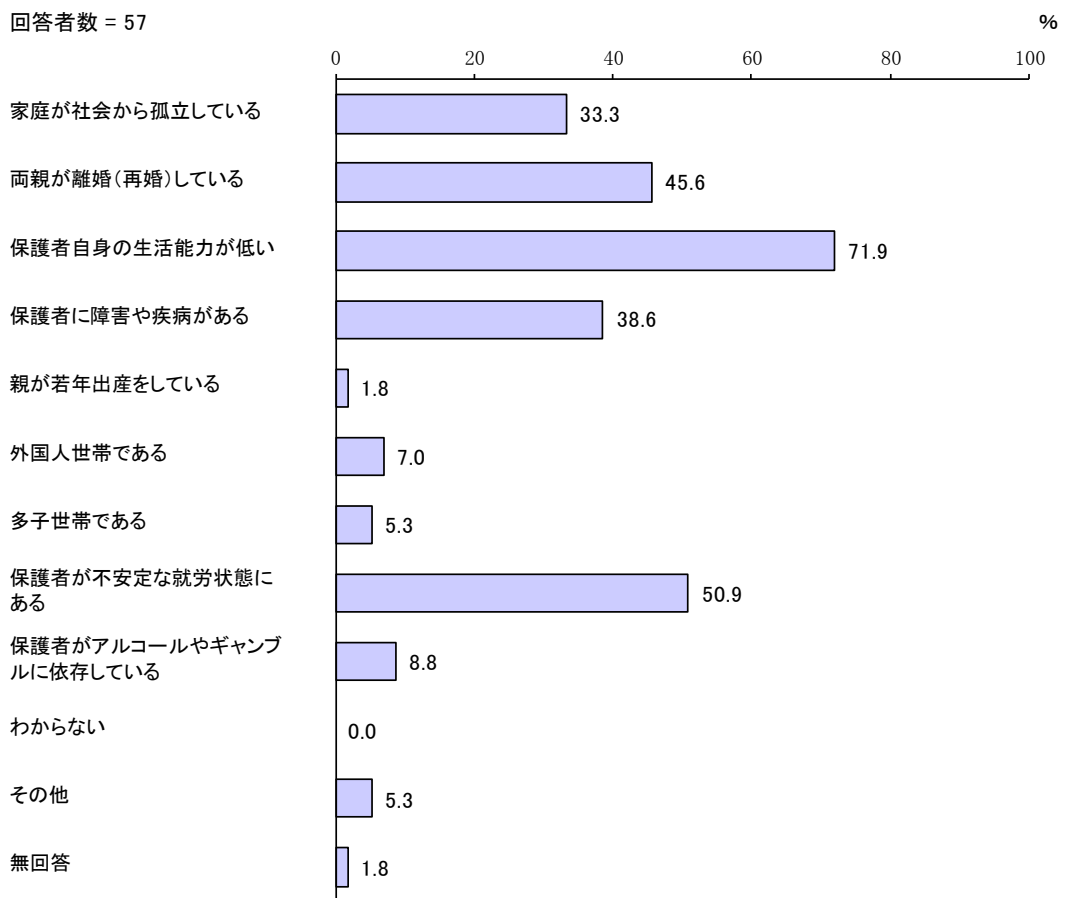
※「その他」の主な意見

- ・収入のために働き続けざるを得ず、保護者としてがんばっていても子どもに時間を割けていない。(2件)
- ・世帯収入の低さ。非正規雇用。養育費を受けていない。
- ・保護者の主な関心が子ども以外に向いている。
- ・保護者としての養育能力が低い。
- ・保護者自身の社会的自立ができていない。
- ・保護者が精神疾患で適切な治療を受けていない。
- ・選択肢の全て。
- ・不登校やひきこもり。

② 貧困状況にある子どもの困難な状況の要因や背景

「保護者自身の生活能力が低い」の割合が71.9%と最も高く、次いで「保護者が不安定な就労状態にある」の割合が50.9%、「両親が離婚（再婚）している」の割合が45.6%となっています。

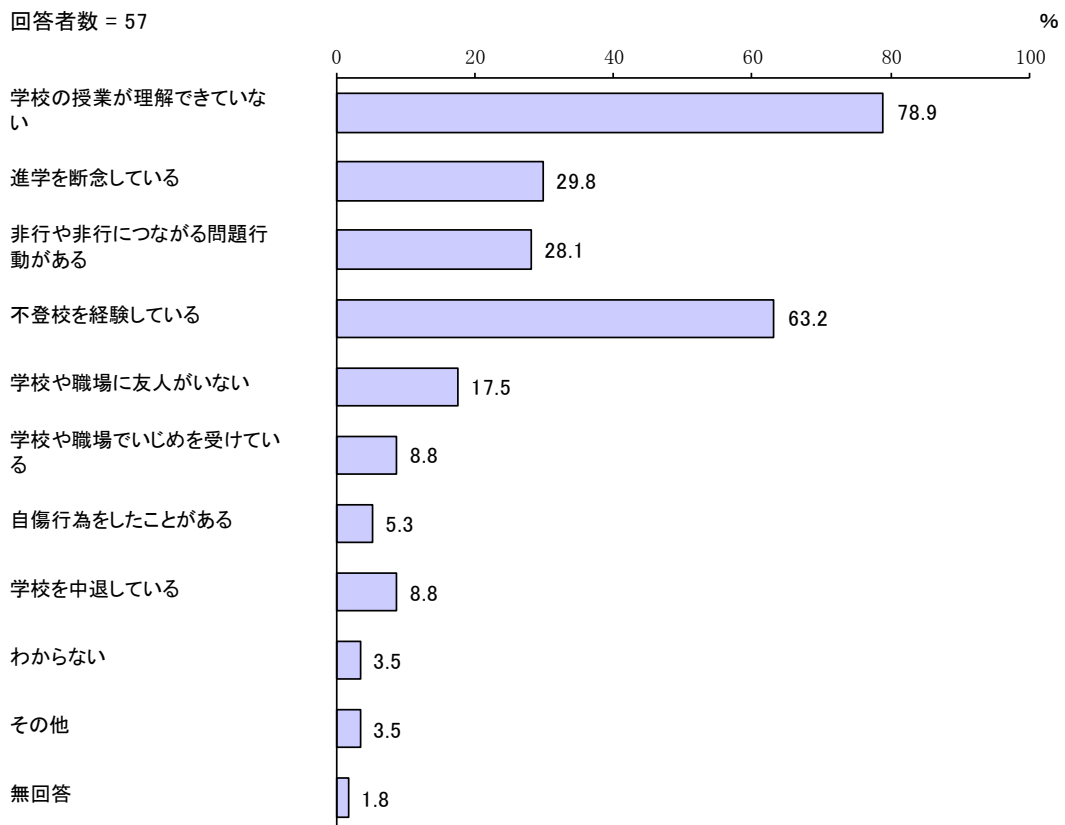
貧困状況にある子どもの困難な状況の要因や背景



③ 貧困状況にある子どもが陥る困難な状況

「学校の授業が理解できていない」の割合が78.9%と最も高く、次いで「不登校を経験している」の割合が63.2%、「進学を断念している」の割合が29.8%となっています。

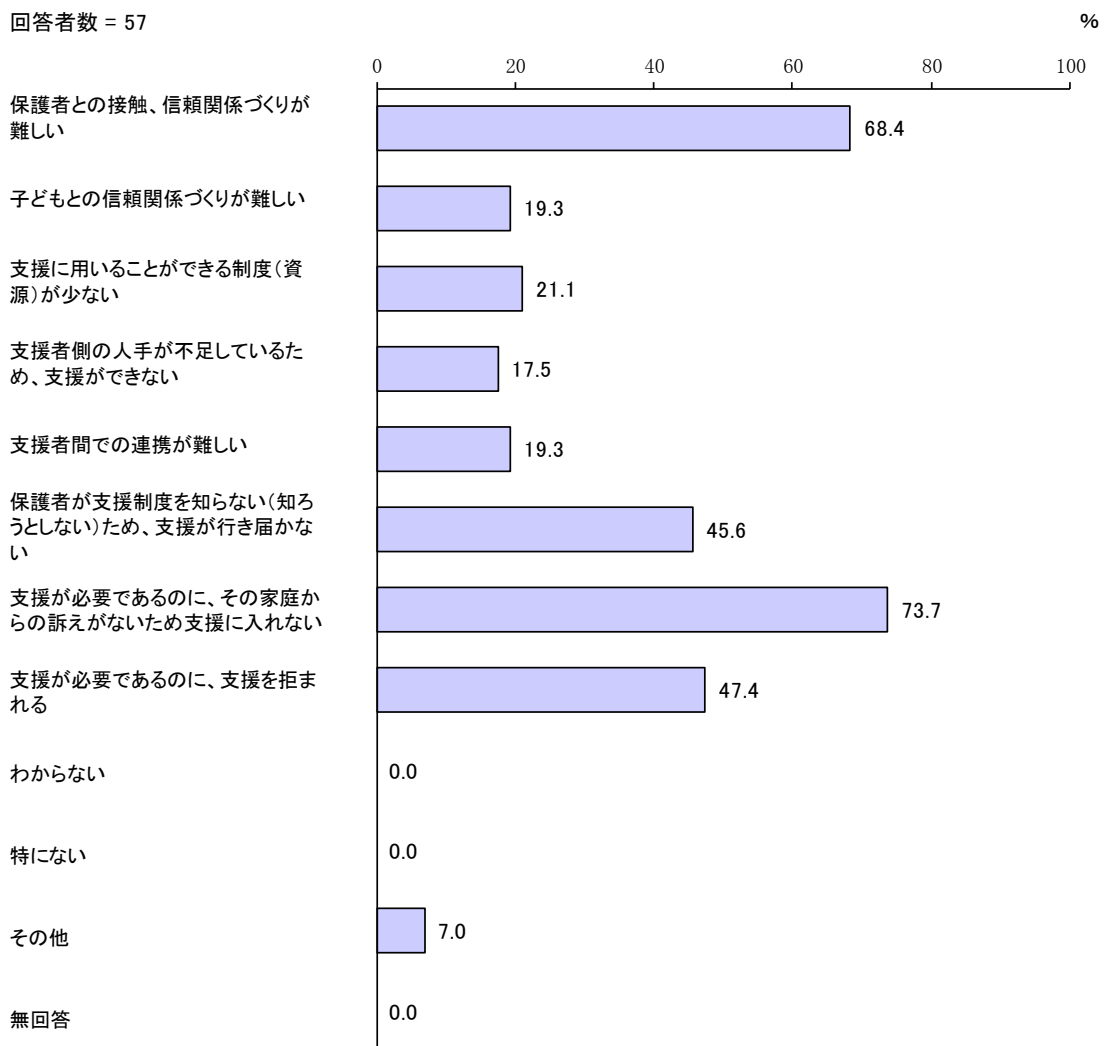
貧困状況にある子どもが陥る困難な状況



④ 貧困状況にある家庭への支援の困難な点

「支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないため支援に入れない」の割合が73.7%と最も高く、次いで「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」の割合が68.4%、「支援が必要であるのに、支援を拒まれる」の割合が47.4%となっています。

貧困状況にある家庭への支援の困難な点

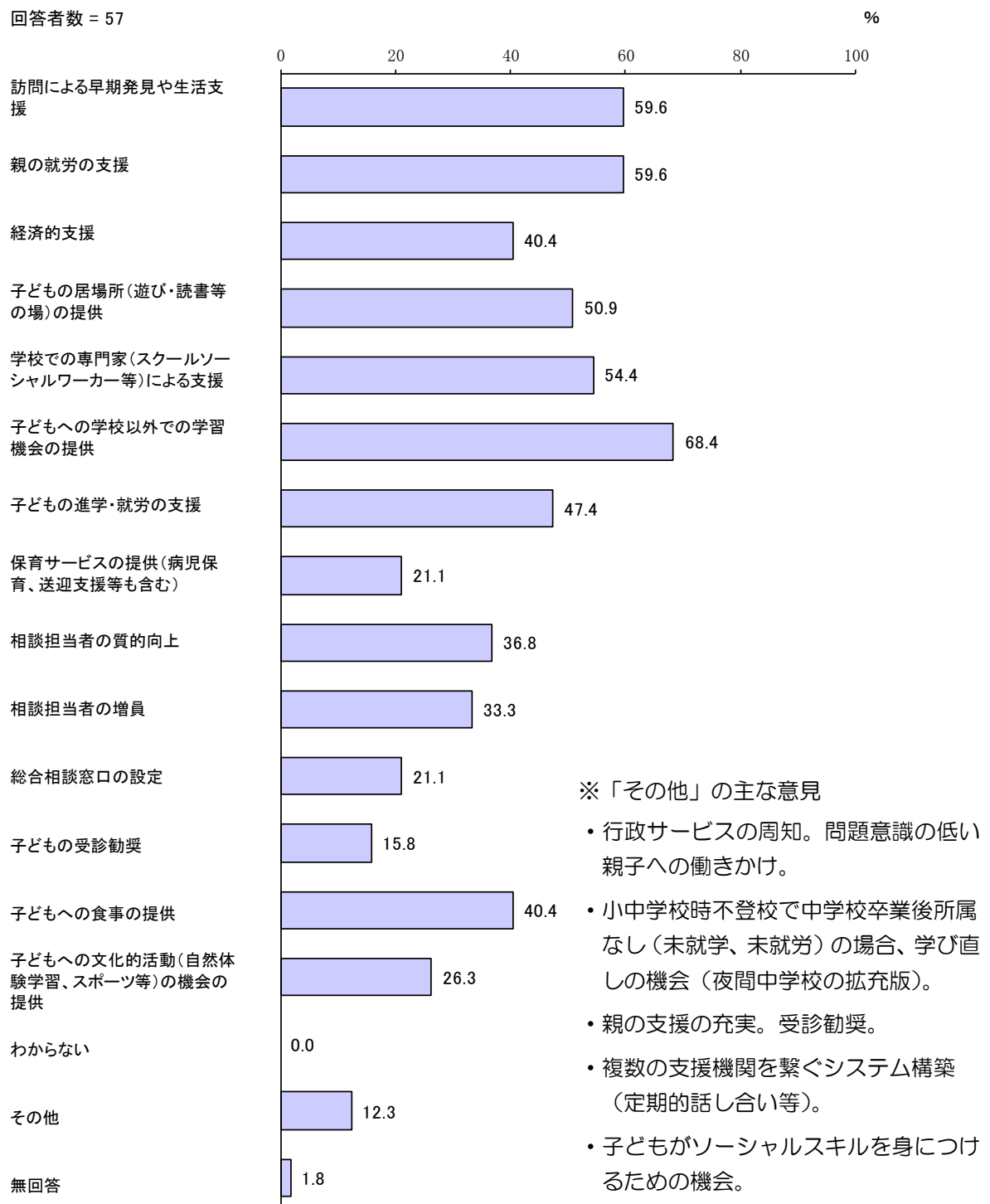


⑤ 千葉市に必要な施策

「子どもへの学校以外での学習機会の提供」の割合が68.4%と最も高く、次いで「訪問による早期発見や生活支援」、「親の就労の支援」の割合が59.6%となっています。

千葉市に必要な施策

回答者数 = 57



(8) 支援者ヒアリング調査結果

調査概要

貧困状況にある子どもや家庭の現状や課題、必要な支援について、支援する側の視点で直接の意見を伺うことを目的として、貧困状況にある子どもへの支援を行う支援機関等を対象にヒアリング調査を実施しました。

○ 調査対象・期間

- ・無料（低額）学習支援
- ・子ども食堂
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・子どもナビゲーター
- ・児童家庭支援センター

調査期間：令和3年1月18日から令和3年1月22日

○ 調査方法

- ・ヒアリングによる聞き取り

主な意見

① 困難を抱える家庭の子どもの状況と課題について

- ・食べ物や衣料品などのほかに、家族で外出、外食するといった経験の機会や、習い事やそれに付随する人間関係の不足が生じる。
- ・生活習慣の乱れ、不登校、遅刻、衛生面の乱れ。用品が揃わないなどを理由にいじめを受けやすい。
- ・他者とのコミュニケーションが上手く取れないため、自己肯定感が低く、将来の希望がもちにくい。
- ・しつけや社会性の部分を親に教わっておらず身につけていないが、子どもにとってはそれが普通になっており、社会に出たときに困難が生じる。
- ・学習塾に通えない等で学習の格差がある。また、家に帰ったら宿題をやる、夜はこの時間までに寝るといった、学習の基礎となる基本的な生活習慣ができていない。
- ・家に学習できる環境がないため、学校にも足が遠のいてしまう。家庭訪問相談員派遣、ライトポート、別室登校ほか学校も選択肢は提案するが、繋がらない場合もある。
- ・生活習慣が身につけていない、昼夜逆転、不登校気味な家庭もある。学校には行っているが、学習の遅れから行きたくなくなる等、負の連鎖が生じやすい特徴がある。

など

② 困難を抱える家庭の保護者の状況と課題について

- 体罰を伴うしつけをしてしまう。あるいは子どもへの無関心等からネグレクトの状況にある。
- 親子が互いに依存的になっている。いかに親と子どもを切り離せるかが課題であり、子どもに対し、親以外の大人との信頼関係をつくっていくアプローチが必要。
- 非正規や派遣社員など、就労が安定していない方が多い。安定した仕事や収入が必要だと思うが、ひとり親家庭の方だと正社員をしながら子育てをすることが難しい。
- 保護者が社会とうまく繋がれていないことが多く、コミュニケーションがうまく取れず、相手との関係が途切れてしまう。自己管理能力や計画性の欠如も見られる。

など

③ 支援をする側としての状況と活動上の課題について

- スクールソーシャルワーカーは学校からの要請を受けて支援を開始するが、学校と外部の福祉関係機関を繋ぎ、チーム支援体制を構築している。学校だけでは対応しづらい家庭内の問題について多角的に支援を行うことが出来ている。
- 家族にとってなにが問題なのかを探すことからはじめ、ショートステイやトワイライトステイにより子どもを預かる支援を行った。
- 主に子どもへの支援が中心であるが、親へのアプローチを要する際に、子どもが嫌がるケースも多い。
- 個人情報保護との兼ね合いから、学校と外部機関との連携に困難が生じることもある。
- 親が子どもに興味を持つように訪問、アウトリーチをして子どものことを話題に出していくことが重要であるが、拒否された場合に支援が行き届かなくなることが課題。
- 家庭につながる方法があまりない。直接相談に来ることがあまりないので、つなぎ役の人がいるとありがたい。

など

④ その他支援体制に対する意見等について

- その子どもに合わせた学習支援、小中高、就職と切れ目のない支援が必要。
- 県立高校等に進学した後、支援が途切れないようにするため、他自治体のスクールソーシャルワーカーと連携を深めていきたい。
- その機関がどのような支援をしているかといった、各機関の役割を把握する必要がある。
- 個人情報の取り扱いでなかなか連携ができない。情報共有の同意を得られないことがある。

など

1 基本理念

次代を担う子どもたちの未来は、家庭とともに社会も責任を負っています。

家庭の経済的な事情によって子どもの未来が左右されることなく、全ての子どもと家庭において、子ども自身の意思と能力に応じた教育が受けられる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されることが重要です。

本計画では、第1期計画を踏襲しつつ、子どもの将来のみならず現在も重視し、「子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現を基本理念として、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、引き続き「千葉市で学んでよかった」と子どもが思える教育と、『こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」』の実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

「子どもの現在および将来がその生まれ育った
環境によって左右されることのない社会」
「全ての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける社会」の実現

2 課題と取組みの基本目標

本市においては、アンケート調査から貧困線以下にある経済的に困難な状況の子どもは約8.0%となっており、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

このような、困難な状況に置かれている子どもたちについて、アンケート調査等から得られた現状と課題を踏まえ、子どもの未来を応援するための教育、生活、就労・経済的な支援等、子どもの未来を応援する施策を、以下の基本目標のもと、体系的に整理し、総合的に推進いたします。

基本目標 1 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが大切です。しかしながら、現実には、経済的理由によって、塾や習い事に通うことが困難な家庭もあり、そのことが、子どもたちに将来の夢を断念させる原因ともなっています。

アンケート調査の結果によれば、通わせたいのに通わせられない塾や習い事があると回答した世帯は、中学生保護者では、一般世帯のうち、非生活困窮世帯が32.3%だったのに対し、生活困窮世帯は53.8%、ひとり親、生活保護、就学援助世帯では54.8%と差が見られました。

また、子どもを大学に進学させたいと考えている中学生保護者は、全体で56.1%でしたが、実際に進学できるとの見通しを持った保護者は、一般世帯のうち、非生活困窮世帯が46.8%だったのに対し、生活困窮世帯は23.1%、ひとり親、生活保護、就学援助世帯では25.8%と、こちらも大きな差が見られました。

本市の生活保護受給世帯や社会的養護の対象児童の高校・大学等への進学率は、第1期計画策定時より大幅に向上したものの、全児童平均よりは相当に低い状況にあります。

こうした状況を改善し、貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況にかかわらず、子どもへの教育機会の均等化を図るべく、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や学習環境の整備を推進します。

基本目標 2 生活の安定に資する切れ目のない支援

子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいくことが必要です。そのためにも、貧困の状況にある家庭や子どもについて、社会的に孤立させることなく、身体的にも精神的にも安定した毎日を過ごせる環境が整っていることが重要です。

支援者に対するアンケートでは、貧困状態にある家庭に多くある困難として、子どもに対する虐待や保護者の子どもへの関心の低さ、子どもの食習慣や住環境の乱れが多くあげられたことに加え、その原因として、保護者自身の生活能力の低さや、家庭の社会からの孤立があげられました。

また、ヤングケアラーなど、子どもが子どもらしく生活していくうえでの新たな課題も生じています。

こうした状況を踏まえ、保護者の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

基本目標 3 経済的支援および職業生活の安定と向上に資する就労の支援

保護者の就労支援では、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得ることにとどまらず、所得の増大など職業生活の安定と向上に資する支援が必要です。また、支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間の確保や、子どもも労働の価値や意味を学ぶことなどが、貧困の連鎖を防止するためにも重要であるということを踏まえ推進します。

アンケート調査では、光熱水費の支払いに加え、食料や衣服を買えなかった経験のある家庭も少なからず見られました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるものと推測されますが、貧困の状況にある家庭では、保護者の雇用形態において正規雇用の割合が低く、支援者に対するアンケートでも、保護者の不安定な就労状況が家庭の困難の要因としてあげられています。

そのため、保護者の学び直しや就労の機会の提供などを推進するとともに、各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせることに加え、ひとり親の養育費確保の支援など、世帯の生活の基礎を下支えしていくといったセーフティネット機能の強化に取り組んでいきます。

基本目標 4 子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化

子どもの貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが重要です。また、幅広い分野での施策を総合的に実施する必要があることから、庁内での連携を図り、事業を進めるとともに、民間団体や当事者団体等と連携・協働して取り組む必要があります。

支援者に対するヒアリングでは、スクールソーシャルワーカーが学校と外部の福祉機関を繋ぐことで、学校だけでは対応しづらい家庭内の問題について多角的に支援できているなど、連携による成果が見られる一方で、各機関の支援内容や役割を把握し有効につないでいくことが課題となっています。また、家庭の同意を得られないことも支援を届けるうえでの障害となっています。

このような状況を踏まえ、支援者としての資質向上を図るとともに、支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭にも十分に支援が届くよう、連携体制の一層の強化に取り組んでいきます。

3 施策体系表

基本理念、基本目標（取組みの視点）を踏まえ、以下の施策体系表に基づき、子どもの未来を応援する施策に取り組んでいきます。

基本目標	取組みの視点	施策
1 教育の支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	① 学校教育による学力保障
		② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
		③ 地域と学校との連携強化
		④ キャリア教育の推進
		⑤ 学校給食による食育の推進
	(2) 教育の機会均等の推進	① 幼児教育・保育の無償化の推進・質の向上
		② 就学支援の充実
		③ 生活困窮世帯等への学習支援
④ 大学等進学への支援		
2 生活の安定に資する切れ目のない支援	(1) 保護者の生活支援	① 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
		② 保護者の自立支援
		③ 保育等の確保
		④ 保護者の健康確保
		⑤ 住宅の支援
	(2) 子どもの生活支援	① 児童養護施設等の退所児童等の支援
		② 食育の推進に関する支援
		③ 子どもの生活支援や居場所づくり
	(3) 子どもの就労支援	
	3 経済的支援および職業生活の安定と向上に資する就労の支援	(1) 保護者の就労支援
② 保護者の学び直しの支援		
③ 就労機会の確保		
(2) 経済的な支援		① 手当等の支給、各種負担の軽減など
		② 養育費の確保に関する支援
4 子ども・家庭に支援がつながる連携体制の強化	(1) 連携体制の強化	
	(2) 支援人材の育成	
	(3) 社会全体での子どもの支援	
	(4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集	

事業名
「わかる授業」の推進 学力状況調査の実施と活用／学習習慣定着に向けた支援 音楽や理数教育充実のための会計年度任用講師配置事業／学校運営充実のための講師配置事業／特別支援教育指導員配置事業 特別支援教育介助員配置事業／ライトポート管理運営事業／教職員研修事業／教育相談事業／LD 等通級指導教室における巡回指導 基礎学力定着に向けた学習支援／帰国・外国人児童生徒教育の充実／SNSを活用した教育相談／ICT 支援の継続 スクールメディカルサポート事業
スクールソーシャルワーカー活用事業／スクールカウンセラー活用事業
放課後子ども教室／学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進／子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業
キャリア教育の推進
生活保護のうち教育扶助費（小中学校給食費）／就学援助 食育の推進
幼児教育・保育の無償化／幼保小連携・接続の推進／私立幼稚園等未就園児預かり事業補助／家庭教育支援事業の実施
就学援助【再掲】／教職員研修事業【再掲】／スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 特別支援教育就学奨励費／千葉市育英資金
生活保護世帯等学習・生活支援事業／生活保護のうち教育扶助費（小中学校）／児童養護施設措置費（教育費） 放課後子ども教室【再掲】／スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】／スクールカウンセラー活用事業【再掲】 学校外教育バウチャー／フリースクール等民間施設との連携について／SNSを活用した教育相談【再掲】／公立夜間中学の運営
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業／児童養護施設措置費（大学進学等自立生活支度費）／進学準備給付金
エンゼルヘルパー派遣事業／妊娠・出産包括支援／産休明け保育事業／子育て支援館管理運営 地域子育て支援センター事業／子育てリラックス館事業
生活困窮者自立支援事業／母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業） ひとり親家庭等日常生活支援事業／ひとり親家庭土日夜間電話相談事業／身元保証人確保対策事業
放課後児童健全育成事業（子どもルーム）／アフタースクール事業／時間外保育（延長保育）事業／幼稚園型一時預かり事業 一時預かり事業／病児・病後児保育事業／休日保育事業／民間保育園等整備 子育て短期支援事業／ファミリー・サポート・センタ ーひとり親家庭支援事業／保育所等・子どもルームへの優先入所／外国人児童・保護者対応職員配置／児童家庭支援センター
ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】／ひとり親家庭情報交換事業／家庭児童相談／育児ストレス相談 養育支援訪問／遺児等のグリーフケア
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】／市営住宅入居時の優遇措置の推進／民間賃貸住宅入居支援制度 住宅関連情報提供コーナー（すまいのコンシェルジュ）／生活困窮者自立支援事業【再掲】／ひとり親家庭住宅支援資金貸付
退所児童等アフターケア事業／身元保証人確保対策事業【再掲】／自立援助ホーム心理職配置助成
食育の推進に関する支援／保育所食育サイト（HP）／食育の推進【再掲】／家庭的養護の推進／乳幼児健康診査
子どもナビゲーター／ヤングケアラー支援体制の強化／生活保護世帯等学習・生活支援事業【再掲】 生活困窮者自立支援事業【再掲】／どこでもこどもカフェ、プレーパーク等、子どもの居場所づくりの推進 放課後児童健全育成事業／（子どもルーム）【再掲】／放課後子ども教室【再掲】／アフタースクール事業【再掲】 遺児等のグリーフケア【再掲】／児童養護施設等研修助成／女性の健康支援事業（プレコンセプションケア）
退所児童等アフターケア事業【再掲】／身元保証人確保対策事業【再掲】／ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 子ども・若者総合相談事業／被保護者就労促進支援事業／生活保護受給者等就労自立促進事業 自立援助ホーム心理職配置助成【再掲】／労働対策
母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会、就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業）【再掲】 高等職業訓練促進給付金／ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付／被保護者就労促進支援事業【再掲】 生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】／労働対策【再掲】
自立支援教育訓練給付金／ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】
ひとり親家庭等支援委託事業
児童扶養手当支給事業／ひとり親家庭等医療費助成事業／放課後児童健全育成事業（子どもルーム）（減免・免除） 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】／生活保護の入学準備金／進学準備給付金【再掲】／第3子以降の学校給食費無償化 養育費に関する講習会／弁護士による養育費相談／養育費の取り決めに係る調停などの費用助成 公正証書作成手数料助成／養育費確保促進事業
生活困窮者自立支援事業【再掲】／関係機関との連携／子どもナビゲーター【再掲】／子ども家庭総合支援拠点 要保護児童対策及びDV 防止地域協議会／雇用対策協定による労働局との連携／里親制度推進（NPO 等協働事業） 市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターンシップ等各種自立支援策 等）
教職員研修事業【再掲】／ケースワーカーや就労支援員等に対する研修／母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修 個別研修における子どもの貧困対策の強化／里親支援専門相談員配置／里親委託等推進 児童相談所職員の専門性を強化するための研修／児童養護施設等研修助成【再掲】／子どもの居場所で活動するボランティアの育成
子どもの貧困対策に関する情報発信／市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターンシップ等各種自立支 援策 等）【再掲】／労働対策【再掲】／大学生等への食料支援実施に関する調整

4 計画の力点と数値目標

第1期計画の課題や本市の現状を踏まえ、以下に力点を置いて施策に取り組んでいきます。

【計画の力点】

支援が届かない、届きにくい子ども・家庭とつながる施策を推進

また、施策を効果的に推進し、その成果を計るため、次の2つの指標については独自に数値目標を設定し、特に重点的に取り組んでいきます。

指標①「スクールソーシャルワーカーの対応件数」

目標(令和3年度は実績)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スクールソーシャルワーカー 配置人数	10人	12人	12人	13人	14人	14人	15人
対応件数	206件	240件	240件	260件	280件	280件	300件

○令和3年度実績 206件 から 令和9年度 300件 に伸ばすことを目標とする

(令和3年度実績から、配置人数×20件で計上)

(支援内容を「貧困」に限定せず、全対応件数を集計)

指標②「進学率」	本市			全国 全児童平均 (参考) ※3	千葉県 全児童平均 (参考) ※3	令和9年度 目標
	生活保護 世帯児童※1	児童養護 施設等児童※2	全児童 平均※3			
高等学校等進学率	93.6%	100.0%	99.1%	99.2%	99.2%	本市全児童と 同等に近づける
高校卒業後進学率	46.6%	66.7%	87.1%	80.5%	84.1%	
大学等	22.8%	33.3%	64.6%	59.5%	61.4%	
専修学校等	23.8%	33.3%	22.6%	21.1%	22.7%	
【参考】高校卒業後(進学率+就職率)	80.3%	100.0%	95.0%	95.4%	94.6%	

○すでに全児童平均以上のものは現状維持に努める

※1: 令和4年4月1日 本市保護課調べ

※2: 令和4年4月1日 本市児童相談所調べ

※3: 文部科学省「学校基本調査」(令和4年度)

5 推進体制

第1期計画に引き続き、子どもの貧困対策を実施する関係各課からなる「千葉市子どもの貧困対策推進協議会」により、総合的な企画や連絡調整を行い、各課が連携して本計画を推進していきます。

6 計画の進行管理

本計画の進捗状況を確認するため、毎年度、庁内各課の計画事業の取組状況を調査し、公表していきます。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

地域に開かれたプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子どもの貧困対策を行います。

① 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、ICTを活用した授業等により学校教育の充実を図るとともに、外国人児童生徒指導協力員を配置するなど、支援が必要な児童生徒に対し、個々の状況に応じてきめ細やかな指導を推進します。

その際、SNSを活用した教育相談等により、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。

また、教職員の資質向上を図るための研修を充実するとともに、児童生徒・保護者・教職員に対する教育相談を行うほか、家庭学習を含めた学習習慣定着に向けた支援を行います。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

児童生徒の家庭環境等を踏まえ、学校を窓口として、支援を要する子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教育に加え、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。同時に、関係機関との連携強化を図り、スクールソーシャルワーカーが機能する取組みを推進します。

また、児童生徒の感情面や情緒面の支援を行うため、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者に対してカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対し、助言や情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

③ 地域と学校との連携強化

地域学校共同活動を推進する中で、地域における学習支援等の充実を図ります。

また、学力向上のみならず、信頼できる大人との出会いの場となるよう、放課後子ども教室における体験活動への支援など、多様な地域住民の参画を促します。

学校・家庭・地域が連携・協働した事業を充実させることにより、地域社会全体で、子どもの教育にあたる体制の実現を目指します。

④ キャリア教育の推進

就業前の児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、地域の企業等の事業への理解を深めてもらうため、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動を地域の様々な機関と連携して行うほか、大学等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供やeラーニングを活用した就労や学び直し、キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上とともに、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。

⑤ 学校給食による食育の推進

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

	事業名	事業概要	所管課
①	「わかる授業」の推進	全国及び本市の学力調査の分析結果をもとに、各学校における学力向上のためのアクションプランを作成・実施するとともに、各種研修会や訪問指導を通して、授業改善に努め、「わかる授業」の推進を図ります。	教育センター 教育指導課
①	学力状況調査の実施と活用	全国学力学習状況調査、千葉市学力調査・意識調査を実施し、結果の分析を行い、その成果をもとに学力の向上を図ります。	教育センター 教育指導課
①	学習習慣定着に向けた支援	家庭環境の様々な要因から学習習慣が身につけていない児童生徒の学習意欲を喚起するため、授業改善や指導力の向上により、日常の学校生活での指導を行うとともに、eラーニングの活用など効果的な支援策を検討・実施します。また、家庭学習の習慣化に向け、学校配付資料や保護者向けリーフレットの活用を推進します。	教育センター 教育指導課
①	音楽や理数教育充実のための会計年度任用講師配置事業	音楽や理数教育充実のための会計年度任用講師を小中学校に配置します。	教育指導課
①	学校運営充実のための講師配置事業	学校運営充実のための講師を配置します。	教育職員課
①	特別支援教育指導員配置事業	通常の学級に在籍するADHD児等の内、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対し、学級担任と協力し、個々の教育的ニーズに対応した的確な指導を行えるよう、学校に一定期間、特別支援教育指導員を配置します。	養護教育センター
①	特別支援教育介助員配置事業	通常の学級又は特別支援学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、特別支援教育介助員を配置します。	養護教育センター
①	ライトポート管理運営事業	不登校児童生徒に対して、個別のカウンセリング・体験活動や集団での活動・個に応じた学習指導等を行い、学校生活への復帰や社会的自立を支援します。	教育センター
①	教職員研修事業	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
①	教育相談事業	児童生徒等の教育上の問題や悩みを解決するため、児童生徒等とその保護者、教職員に対する教育相談を行うほか、不登校児童生徒の学校生活への復帰や社会的自立を支援するため、集団活動を通じた適応指導を行います。	教育センター 養護教育センター
①	LD等通級指導教室における巡回指導	通級による指導を必要とする児童生徒の潜在的なニーズに対応するため、巡回による指導を行います。	教育支援課
①	基礎学力定着に向けた学習支援	基礎学力の確実な定着を目指すため、学力に課題のある児童を対象とした学習支援を行います。	教育指導課
①	帰国・外国人児童生徒教育の充実	外国人児童生徒を支援するため、外国人児童生徒指導協力員を配置するとともに、日本語指導通級教室のサテライト教室を設置します。	教育指導課
①	SNSを活用した教育相談	市立中学校・高等学校・中等教育学校の生徒のいじめや不登校をはじめとする様々な悩みに応えるため、SNSを活用した教育相談を行います。	教育支援課
①	ICT支援の継続	各学校のニーズに合わせ、ICTを活用した授業等に関する支援を継続して行うことで、GIGAスクール構想により導入された1人1台端末(通称ギガタブ)を活用した教育を充実させます。	教育センター
①	スクールメディカルサポート事業	千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療的ケアを行う看護師を派遣します。	養護教育センター

	事業名	事業概要	所管課
②	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	教育支援課
②	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	教育支援課
③	放課後子ども教室	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進	児童生徒に対し、地域ボランティアによる学習支援・教育環境整備を行います。	学事課
③	子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業	NP0法人「ちば教育夢工房」による、児童生徒への学習支援等を通して、円滑な学校運営を推進します。	教育指導課
④	キャリア教育の推進	小中学校及び高等学校等において、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促せるよう、出前授業や職場体験学習といった職業体験学習等を地域の様々な機関と連携して行います。また、大学、専門学校等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供やeラーニングを活用した就労や学び直し、キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上とともに、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。	教育改革推進課 生涯学習振興課
⑤	生活保護のうち教育扶助費（小中学校給食費）	学校給食費を学校の長に対して直接支払い、目的とする費用に直接当てられるよう適切に実施します。	保護課
⑤	就学援助	市立小中学校等に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の支給や対象となる医療費、給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
⑤	食育の推進	学校給食を提供し、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。	保健体育課

(2) 教育の機会均等の推進

家庭の経済状況にかかわらず、学習の機会均等を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や幼児教育・保育の無償化の取組み等を推進します。

① 幼児教育・保育の無償化の推進・質の向上

貧困の連鎖を防ぐため、すべての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、助成金の支給を行い、子ども・子育て支援制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額について、世帯の所得状況を勘案し、負担の軽減を図ります。

また、子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、指定校を中心とした幼稚園、保育所、認定こども園と小学校における連携を進めるとともに、接続期におけるカリキュラムの作成・普及促進等により、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続と体系的な教育に取り組みます。

さらに、学校、地域団体等との連携を図るとともに、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習の機会の提供や個別相談を通じ、家庭での教育を支援します。

② 就学支援の充実

義務教育段階における子どもの貧困対策として、必要な経済的支援を行うとともに、研修の実施により、教職員の実践的指導力や経営力を高めます。

また、支援を必要とする家庭と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの活用等により、教育相談体制の充実を図ります。

さらに、特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援を図るほか、経済的な理由により就学が困難な市内在住の市立高等学校の生徒に対し、多様な教育活動に対応できるよう必要な学資を支給します。

③ 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援を実施します。

また、児童養護施設等で生活する子どもに対する学習支援を推進するほか、ひとり親家庭や生活保護受給世帯を対象に、学習塾や習い事等に利用可能なクーポン（こども未来応援クーポン）を提供し、学習機会の均等化を図ります。

そのほか、安心して進学できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制を充実させるとともに、フリースクール等民間施設との連携による不登校児童生徒に対する支援や、公立夜間中学の運営による教育機会の確保に努めます。

④ 大学等進学への支援

ひとり親家庭等の児童に対して、母子父子寡婦福祉資金による就学支度金及び修学資金の貸付を行い、高校・大学等への進学を支援します。

また、児童養護施設等で生活する子どもが高等学校等を卒業し、大学等に進学する際などに支度金を支給するほか、生活保護世帯においても大学等への進学準備金を支給し、自立を支援します。

	事業名	事業概要	所管課
①	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園を利用する3歳以上児及び低所得者世帯の3歳未満児の利用料を無償化とし、保護者の経済的負担を軽減します。	幼保支援課 幼保運営課
①	幼保小連携・接続の推進	子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するとともに、幼児期の教育の充実を図るため、指定校を中心とした連携・交流活動の定着・活性化、接続期のカリキュラムの作成・普及、家庭に向けた周知・啓発の実施等、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続の強化に取り組みます。	幼保支援課 幼保運営課 教育改革推進課
①	私立幼稚園等未就園児預かり事業補助	保育所などに在籍しない2歳児などが、集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）家庭などの育児負担を軽減するため、私立幼稚園などが実施する未就園児預かり事業を助成します。	幼保支援課
①	家庭教育支援事業の実施	学校、各地域団体、行政等との連携を図り、臨床心理士等の様々な講師を招いて、子育てに関する不安や悩みを解消できるよう、学習機会の提供や、個別相談を行います。	生涯学習振興課
②	就学援助【再掲】	市立小中学校等に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の支給や対象となる医療費、給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
②	教職員研修事業【再掲】	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
②	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	教育支援課
②	特別支援教育就学奨励費	障害のある児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、学用品費等の支給や給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
②	千葉市育英資金	市内在住で千葉市立高等学校に在学し、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、必要な学費を支給します。	教育改革推進課
③	生活保護世帯等学習・生活支援事業	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の生徒に対し、高校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、子ども及びその保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を行います。	保護課
③	生活保護のうち教育扶助費（小中学校）	児童生徒のいる生活保護受給世帯に対し、教育扶助費（基準額の定額並びに教材代、給食費、交通費及び学習支援費などの実費）を支給します。	保護課
③	児童養護施設措置費（教育費）	児童養護施設等に措置されている子どものうち、学習塾に通っている子どもの授業料（月謝）、講習会等の実費相当額を支給します。	こども家庭支援課
③	放課後子ども教室【再掲】	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	教育支援課
③	スクールカウンセラー活用事業【再掲】	いじめや不登校などに対応するため、臨床心理士等が、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員及び保護者に対する助言や情報提供を行い、相談体制を充実します。	教育支援課
③	学校外教育バウチャー	子どもの貧困対策として、市内のひとり親家庭や生活保護受給世帯の児童に対して「こども未来応援クーポン」を提供し、学習塾やスポーツ・文化活動などの習い事に必要な費用を助成します。	こども家庭支援課

	事業名	事業概要	所管課
③	フリースクール等民間施設との連携について	フリースクールに通う不登校児童生徒に対し、インターネットを活用した学習支援を行います。また、フリースクールなどへ通う要保護・準要保護の児童生徒へ、活動費や通所費の助成を行います。	教育支援課
③	SNSを活用した教育相談【再掲】	市立中学校・高等学校・中等教育学校の生徒のいじめや不登校をはじめとする様々な悩みに応えるため、SNSを活用した教育相談を行います。	教育支援課
③	公立夜間中学の運営	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国において十分に教育を受けられなかった外国籍の方などが、義務教育の学習内容を夜間に学ぶ場所として、公立夜間中学を令和5年4月に設置し、運営します。	教育企画課
④	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭等に対し、修学資金の貸付による大学等への進学への支援や転宅資金の貸付、技能習得資金などの貸付による自立を支援します。（全12種の貸付あり）	こども家庭支援課
④	児童養護施設措置費 （大学進学等自立生活支度費）	児童養護施設等に措置されている子どもが高等学校等を卒業し、大学等に進学するなど自立する際に支度金を支給します。	こども家庭支援課
④	進学準備給付金	生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援を図ることを目的として、大学等に進学した方に対する準備金を支給します。	保護課

2 生活の安定に資する切れ目のない支援

(1) 保護者の生活支援

家庭の貧困の状況が社会的孤立を深めることなく、子どもが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう配慮するとともに、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備します。

① 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、家事や育児の援助をはじめ、親子の相互交流や相談の機会を設けることで、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を実施できるよう体制を強化します。

② 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業において、相談に応じるとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぐことで、包括的な支援を行います。

また、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

③ 保育等の確保

就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応し、保育所等の整備や一体型を中心とした放課後子ども教室・放課後児童クラブ（子どもルーム・アフタースクール）等の運営を行います。

また、ひとり親家庭に対し、保育所等・子どもルームへの優先入所を引き続き実施します。

④ 保護者の健康確保

育児や家事、身体及び精神面の健康管理など、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け、相談し支え合う場の提供を行います。

また、保健福祉センター等において、育児不安等で悩んでいる保護者に対して個別相談を行うほか、養育支援訪問等により、子育てに関する相談、指導、助言等を行い、適切な養育が行われるよう支援していきます。

⑤ 住宅の支援

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付や、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者への住宅支援資金貸付により、住宅確保の支援を行います。

また、市営住宅について、ひとり親世帯が優先的に入居できるような措置を講ずるほか、子育て世帯等について、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談を実施しており、こうした取組みにより居住の安定を支援していきます。

生活困窮者に対しては、住居確保給付金を支給し、住宅確保の支援を行います。

	事業名	事業概要	所管課
①	エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中や出産後1年未満の、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方などを対象にホームヘルパーを派遣し、家事又は育児を援助します。	幼保支援課
①	妊娠・出産包括支援	母子健康包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時の面接を契機に、産後ケア等の事業を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援が実施できるよう支援体制を強化します。	健康支援課
①	産休明け保育事業	産後休暇後(生後57日目から3か月まで)、就労により保育を必要とする児童を乳児保育を実施する全ての保育所(園)(地域型保育事業を実施する事業所を除く。)で受け入れを行います。	幼保運営課
①	子育て支援館管理運営	乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場の提供、相談、講座等を行います。	幼保支援課
①	地域子育て支援センター事業	育児・保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任保育士等を配置し、子育て親子の交流の場の提供、各種相談、子育てサークルへの支援、情報提供等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	幼保支援課
①	子育てリラックス館事業	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て中の親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で相互交流や相談等を行います。	幼保支援課
②	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援(就労準備支援・家計改善支援・住居確保給付金等)や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
②	母子家庭等就業・自立支援センター事業(就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業)	専門の相談員が、就業など自立支援に関するひとり親家庭の方の相談に応じ、それぞれの状況に応じて適切な助言や指導を行うほか、児童扶養手当受給者へハローワークと連携した就業支援を行います。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭等日常生活支援事業	家事援助や保育等のサービスが必要になったひとり親家庭等に、生活支援員を派遣し、家事や保育等の援助を行います。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭土日夜間電話相談事業	専門の相談員が土日祝日の日中及び平日夜間に子どものしつけ・育児に関する内容を中心とした生活全般について電話相談業務を行います。	こども家庭支援課
②	身元保証人確保対策事業	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
③	放課後児童健全育成事業(子どもルーム)	就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	健全育成課
③	アフタースクール事業	放課後児童健全育成事業(子どもルーム)と放課後子ども教室を一体的に運営し、希望する全ての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクール事業を実施します。	生涯学習振興課
③	時間外保育(延長保育)事業	保育所等に入所している児童のうち、保護者の就労形態、残業等のやむを得ない理由により、定められた保育時間内では対応が困難な場合、時間外の保育を行います。	幼保運営課
③	幼稚園型一時預かり事業	私立幼稚園及び認定こども園が教育時間の前後に実施する「預かり保育」(一時預かり)に対し助成をすることにより、子育て支援を推進します。	幼保支援課
③	一時預かり事業	保護者の育児疲れ、急病、裁判員等に伴う一時的な保育やパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、多様な保育需要に対応するため、一時預かり事業(不定期・定期)を行います。	幼保運営課

	事業名	事業概要	所管課
③	病児・病後児保育事業	保育所等へ通所中の児童が、病気回復期などであることから、集団保育又は家庭での育児が困難な場合に、その児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	幼保支援課
③	休日保育事業	保護者が就労等のため、日曜日・祝日等に保育を必要とする児童に対し、休日保育を行います。	幼保運営課
③	民間保育園等整備	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたり待機児童ゼロを達成するため、計画的に保育所等を整備します。	幼保支援課
③	子育て短期支援事業	保護者が、育児疲れや冠婚葬祭などで一時的に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設等で子どもを養育し、子育てを支援します。	こども家庭支援課
③	ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業	ファミリー・サポート・センターを利用する際の利用料の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の就労支援・負担軽減を図ります。	幼保支援課
③	保育所等・子どもルームへの優先入所	ひとり親家庭の児童について、保育所等・子どもルームへの優先入所を実施します。	幼保運営課 健全育成課
③	外国人児童・保護者対応職員配置	外国人児童・保護者及び保育者の負担軽減を図るため、日本語が堪能でない外国人児童・保護者に対応する通訳事務兼保育補助員の会計年度任用職員を、外国人入所児童の特に多い公立保育所へ配置を行います。	幼保運営課
③	児童家庭支援センター	地域に密着した相談・支援を強化するため、児童に関する家庭・地域住民等からの相談に対し、専門的な知識及び技術的な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的にを行います。	こども家庭支援課
④	ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】	専門の相談員が土日祝日の日中及び平日夜間に子どものしつけ・育児に関する内容を中心とした生活全般について電話相談業務を行います。	こども家庭支援課
④	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭の親等がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う場づくりとして、情報交換事業を実施します。	こども家庭支援課
④	家庭児童相談	保健福祉センターに家庭相談員を配置し、子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。	こども家庭支援課
④	育児ストレス相談	育児不安等で悩んでいる保護者を対象に、臨床心理士が個別相談を実施します。	健康支援課
④	養育支援訪問	保健師等の養育支援員が家庭を訪問し、保護者に対し、具体的な子育てに関する相談、指導を行います。	健康支援課
④	遺児等のグリーフケア	親と死別（事故などによる障害を含む。）した児童やその保護者などの深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。	こども家庭支援課
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、修学資金の貸付による大学等への進学への支援や転宅資金の貸付、技能習得資金などの貸付による自立を支援します。（全12種の貸付あり）	こども家庭支援課
⑤	市営住宅入居時の優遇措置の推進	ひとり親家庭などについて、優先的に入居できるような措置を実施し、住宅支援を行います。	住宅整備課
⑤	民間賃貸住宅入居支援制度	ひとり親世帯等を対象に、不動産関係団体の協力のもと、入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介します。また、本制度利用者を対象に、入居時に家賃保証会社を利用する場合の保証料の一部を助成します。	住宅政策課

	事業名	事業概要	所管課
⑤	住宅関連情報提供コーナー (すまいのコンシェルジュ)	市内の市営住宅、県営住宅、UR都市機構の賃貸住宅など様々な住宅の情報を提供します。	住宅政策課
⑤	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計改善支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
⑤	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対して住居の借りに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ります。	こども家庭支援課

(2) 子どもの生活支援

困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され自立するために、望ましい食習慣や生活習慣を身に着けられるよう食育を推進するとともに、居場所づくりを行うほか、児童養護施設等の退所児童等の自立支援を行います。

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業等を推進し、児童養護施設等退所後の児童等の自立支援を図ります。

② 食育の推進に関する支援

保育所を始めとした児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

小・中学校においては、給食の提供により、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。

また、児童養護施設等においては、小規模化等による家庭的養護の促進を図り、食をはじめとした生活習慣を身に着ける等、健やかな生育のための支援を行います。

特に、乳幼児期は子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たすことから、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会を活用し、食育の推進を図ります。

③ 子どもの生活支援や居場所づくり

複合的な課題を抱える生活困窮世帯等の子どもに対し、生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談などを行う子どもナビゲーターを全区に配置し支援します。

また、ヤングケアラーに対する支援体制を強化し、子どもが子どもらしく生活していけるよう、関係機関との連携や認知度の向上を図ります。

そのほか、就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するとともに、子どもが地域社会で健やかに育まれるよう、どこでも子どもカフェやプレーパークなど子どもの居場所づくりの推進を図ります。

	事業名	事業概要	所管課
①	退所児童等アフターケア事業	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供します。	こども家庭支援課
①	身元保証人確保対策事業【再掲】	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
①	自立援助ホーム心理職配置助成	自立援助ホームにおいて、入所児童の自立を促進するため、心理担当職員の配置に要する費用を助成します。	こども家庭支援課
②	食育の推進に関する支援	子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	幼保運営課
②	保育所食育サイト（HP）	子育て世帯を対象に、保育所（こども園）の食事の紹介や乳幼児の食についての情報を提供します。	幼保運営課
②	食育の推進【再掲】	学校給食を提供し、実際の食事という生きた教材を通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成を図ります。	保健体育課
②	家庭的養護の推進	児童養護施設等に措置された子どもたちが食をはじめとした生活習慣を身に付けるなど健全な育成が図れるよう、児童養護施設及び乳児院の小規模化を図るとともに、ファミリーホームの整備、里親への委託を促進し、家庭的養護の推進を図ります。	こども家庭支援課
②	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査における栄養指導等で、望ましい食習慣や生活習慣等食育の推進を図ります。	健康支援課
③	子どもナビゲーター	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
③	ヤングケアラー支援体制の強化	ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、ヤングケアラーに関する認知度向上を図るとともに、関係機関と連携し支援を行います。	こども家庭支援課
③	生活保護世帯等学習・生活支援事業【再掲】	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の生徒に対し、高校等進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援を実施するとともに、子ども及びその保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を行います。	保護課
③	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計改善支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
③	どこでもこどもカフェ、プレーパーク等、子どもの居場所づくりの推進	大人が見守る中、子どもが安全・安心に過ごせ、健やかに成長できる子どもの居場所であるどこでもこどもカフェ及び地域プレーパークを拡充します。	こども企画課
③	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）【再掲】	就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	健全育成課
③	放課後子ども教室【再掲】	小学校の放課後において、地域の参画を得て、学習や交流などの体験機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習振興課
③	アフタースクール事業【再掲】	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）と放課後子ども教室を一体的に運営し、希望する全ての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクール事業を実施します。	生涯学習振興課
③	遺児等のグリーフケア【再掲】	親と死別（事故などによる障害を含む。）した児童やその保護者などの深い悲しみや喪失感を軽減するグリーフケアとして、専門機関によるカウンセリングを実施します。	こども家庭支援課
③	児童養護施設等研修助成	児童養護施設などにおいて、児童の処遇の充実を図るため、職員研修に要する費用を助成します。	こども家庭支援課
③	女性の健康支援事業（プレコンセプションケア）	将来の妊娠・出産に向けた心身の健康に関する正しい知識の普及啓発及び相談支援を実施します。	健康支援課

(3) 子どもの就労支援

児童養護施設等を退所予定または退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うアフターケア事業を推進します。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、就労が有利になるための高校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、負担の軽減を図ることで、就業支援を促進します。

そのほか、個々の状況に応じて、就労相談及び支援を行っている機関の紹介や同行支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。

事業名	事業概要	所管課
退所児童等アフターケア事業【再掲】	児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供します。	こども家庭支援課
身元保証人確保対策事業【再掲】	児童養護施設や母子生活支援施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が、就職や住居を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結し、身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
子ども・若者総合相談事業	「千葉県子ども・若者総合相談センターLink」に、就労に関する悩みの相談があった場合、個々の状況に応じてハローワーク、地域若者サポートステーション等、就労相談・支援を行っている機関の紹介や同行支援を行います。	健全育成課
被保護者就労促進支援事業	就労支援に関するノウハウを持つ民間業者による雇用先の開拓や就労支援セミナーを実施し、就職及び就労継続に向けた支援を行います。	保護課
生活保護受給者等就労自立促進事業	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課
自立援助ホーム心理職配置助成【再掲】	自立援助ホームにおいて、入所児童の自立を促進するため、心理担当職員の配置に要する費用を助成します。	こども家庭支援課
労働対策	雇用の安定及び促進を図るため、千葉労働局・ハローワークとの一体的実施施設として、「ふるさとハローワーク」を設置し、各種就労支援事業を行います。	雇用推進課

3 経済的支援および職業生活の安定と向上に資する就労の支援

(1) 保護者の就労支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。

① 保護者の就労支援

児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムの策定など、ハローワークとの連携や高等職業訓練促進給付金事業等を通じ、就業を軸とした自立支援を図ります。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークとの協働により、きめ細やかな支援を図ります。

② 保護者の学び直しの支援

ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、就労に有利になる講座等や高等学校卒業程度認定資格講座の受講費を支給し、就業支援を促進します。

③ 就労機会の確保

国に準じ、ひとり親家庭の母または父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子福祉団体からの役務の調達等に努めます。

	事業名	事業概要	所管課
①	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会、就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業）	（就業支援講習会）ひとり親家庭の母または父に対し、就業に有利な資格取得や知識の習得ができる講習会を開催し、就業支援を行います。 （就業相談、母子・父子自立支援プログラム策定事業）専門の相談員が、就業など自立支援に関するひとり親家庭の方の相談に応じ、それぞれの状況に応じて適切な助言や指導を行うほか、児童扶養手当受給者へハローワークと連携した就業支援を行います。	こども家庭支援課
①	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上指定された養成機関で修業する場合に促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行います。	こども家庭支援課
①	被保護者就労促進支援事業【再掲】	就労支援に関するノウハウを持つ民間業者による雇用先の開拓や就労支援セミナーを実施し、就職及び就労継続に向けた支援を行います。	保護課
①	生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】	千葉労働局、ハローワークと協定を結び、自立・就労サポートセンター窓口や出張相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	保護課
①	労働対策【再掲】	雇用の安定及び促進を図るため、千葉労働局・ハローワークとの一体的実施施設として、「ふるさとハローワーク」を設置し、各種就労支援事業を行います。	雇用推進課
②	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座終了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
②	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】	ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、受講修了時給付金及び合格時給付金を支給し、学び直しと就業支援を促進します。	こども家庭支援課
③	ひとり親家庭等支援委託事業	ひとり親家庭福祉会に事業を委託し、母子福祉団体等からの役務の優先調達を実施しています。	こども家庭支援課

(2) 経済的な支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

① 手当等の支給、各種負担の軽減など

ひとり親家庭に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、手当の支給や医療費の助成を行うほか、子育てに係る各種負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭に対し、母子父子寡婦福祉資金による生活資金や技能習得資金等の貸付を行い、経済的な自立を図る支援をします。

さらに、生活保護世帯の子どもが進学する際に、入学準備のための費用を支給するほか、市立小・中学校では、第3子以降の給食費を無償化します。

② 養育費の確保に関する支援

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉のためにも望ましいことから、養育費に関する相談から取り決め・履行確保の支援を推進し、戸籍関係窓口で案内を配布するなど、離婚する当事者への周知に努めます。

	事業名	事業概要	所管課
①	児童扶養手当支給事業	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）等に手当を支給します。	こども家庭支援課
①	ひとり親家庭等医療費助成事業	資格認定を受けたひとり親家庭等に対し、支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を償還払いにより、助成します。	こども家庭支援課
①	放課後児童健全育成事業（子どもルーム）（減免・免除）	一定の基準を満たす低所得者世帯の子どもルーム利用料を減免または免除します。	健全育成課
①	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、修学資金の貸付による大学等への進学への支援や転宅資金の貸付、技能習得資金などの貸付による自立を支援します。（全12種の貸付あり）	こども家庭支援課
①	生活保護の入学準備金	小学校、中学校、高等学校等の入学の際、入学準備の費用を必要とする場合に、基準額の範囲内で必要な額を支給します。また、高等学校等に就学するための入学料及び入学考査料を1回限り支給します。	保護課
①	進学準備給付金【再掲】	生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図ることを目的として、大学等に進学した方に対する準備金を支給します。	保護課
①	第3子以降の学校給食費無償化	多子世帯の経済的負担を軽減するため、千葉市立小・中学校（相当校含む）で学校給食の提供を受ける第3子以降の給食費について、これを無償化します。	保健体育課
②	養育費に関する講習会	離婚前後の親等に生活環境の変化や子供への影響、金銭面の課題など、離婚前に考えておくべき課題を中心に講習会を行います。	こども家庭支援課
②	弁護士による養育費相談	ひとり親家庭の母などの養育費の確保を支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、弁護士による離婚前後の養育費の取り決めなどに関する内容を中心とした法律相談を実施します。	こども家庭支援課
②	養育費の取り決めに係る調停などの費用助成	養育費の取り決めを行う予定のひとり親等に対し、家庭裁判所での調停や裁判外紛争解決手続きに係る費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
②	公正証書作成手数料助成	ひとり親等の養育費に関する公正証書等の作成に係る費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
②	養育費確保促進事業	ひとり親等の養育費に関する養育費保証契約の保証料の一部を助成します。	こども家庭支援課

4 子ども・家庭に支援がにつながる連携体制の強化

(1) 連携体制の強化

自立を目指す子どもたちを支援するため、自立相談支援機関を活用した児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関の連携によるネットワークの強化に取り組みます。

事業名	事業概要	所管課
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・家計相談改善支援・住居確保給付金等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	保護課
関係機関との連携	学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力体制を強化して、子ども・若者を支援します。	青少年サポートセンター
子どもナビゲーター【再掲】	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情把握、調査、継続的支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の業務を各区で実施します。	こども家庭支援課
要保護児童対策及びDV防止地域協議会	児童虐待の防止及びDV対策を目的として、関係機関が連携して対応できるよう、情報の共有と今後の処遇方針の協議を行います。	こども家庭支援課
雇用対策協定による労働局との連携	生活保護受給者や生活困窮者、ひとり親家庭の父又は母に対する就労支援を行うため、労働局（ハローワーク）との連携を強化します。	保護課 こども家庭支援課
里親制度推進 （NPO等協働事業）	里親制度の推進を図るため、これまでのNPOへの委託内容を見直し、新たに養育里親のリクルートから里親委託後の支援までを包括的にを行います。	東部児童相談所
市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターンシップ等各種自立支援策等）	地方公共団体と民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、子ども食堂の設置や、インターンシップの受入れなど、官公民の連携と支援体制を確立します。	こども家庭支援課

(2) 支援人材の育成

保育士、幼稚園教諭、学校の教職員等、子どもを取り巻く環境に直接かかわる人員をはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困に関する理解を深め、資質の向上を図るための研修の実施を推進します。

また、社会的養護の推進のため、里親支援専門相談員を設置した児童養護施設に対して財政的支援をするほか、里親人材の確保を図るとともに児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化に取り組みます。

事業名	事業概要	所管課
教職員研修事業【再掲】	研修により、教職員の実践的指導力や経営力を高めるとともに、社会の変化に対応する資質や力量の向上を図ります。	教育センター 養護教育センター
ケースワーカーや就労支援員等に対する研修	ケースワーカーや就労支援員等に対し、研修を行うとともに、外部機関による研修への派遣を行い、支援にあたる職員等の資質向上を図ります。	保護課
母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修	ひとり親家庭の父または母の修業と自立を支援するための相談に応じる専門相談員を外部機関による研修に派遣し、相談員の資質向上を図ります。	こども家庭支援課
個別研修における子どもの貧困対策の強化	保育士や教職員・ケースワーカー等、子どもや家庭に関わる支援者に実施している個別研修において、子どもの貧困問題や「気づき、つなげる」ための知識等の視点を盛り込んでいきます。	こども家庭支援課
里親支援専門相談員配置	里親委託の推進や里親への支援を充実させるため、市内の児童養護施設3施設に里親支援専門相談員を配置します。	こども家庭支援課
里親委託等推進	家庭的養護の推進のため、新たに里親になる人材の発掘、確保に努めます。また、里親と児童のマッチング、里親家庭への訪問等による支援、里親の養育技術等の向上のための研修等を行います。	東部児童相談所
児童相談所職員の専門性を強化するための研修	児童相談所職員の専門性を強化するための研修などを行い、相談機能の強化を図ります。	東部児童相談所
児童養護施設等研修助成【再掲】	児童養護施設などにおいて、児童の処遇の充実を図るため、職員研修に要する費用を助成します。	こども家庭支援課
子どもの居場所で活動するボランティアの育成	子どもの小さなSOSに気づき、受け止め、適切に対応できる等、子どもの居場所で活躍するボランティアを育成するために講座を開催します。	こども企画課

(3) 社会全体での子どもの支援

社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、地方公共団体、民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、官公民の連携・支援体制を推進します。

また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的な情報発信を行います。

事業名	事業概要	所管課
子どもの貧困対策に関する情報発信	社会全体で子どもを支援し、また、様々な支援制度の利用促進を図るため、子どもの貧困対策に関する情報を発信します。	こども家庭支援課
市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援（子ども食堂、インターンシップ等各種自立支援策等）【再掲】	地方公共団体と民間の企業及び団体等によるネットワークを構築し、子ども食堂の設置や、インターンシップの受入れなど、官公民の連携と支援体制を確立します。	こども家庭支援課
労働対策【再掲】	雇用の安定及び促進を図るため、千葉労働局・ハローワークとの一体的実施施設として、「ふるさとハローワーク」を設置し、各種就労支援事業を行います。	雇用推進課
大学生等への食料支援実施に関する調整	学費の支払いや生活に困窮する大学生等の食料支援のため、市内の学校とフードバンク等との調整を行います。	こども企画課

(4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集

国が提供する全国的な子どもの貧困の実態や特色ある先進施策の事例などの情報収集や分析を積極的に行い、本市の実情にあった施策の企画、立案に努めます。

参考資料

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
 - 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

- 第九条 都道府県は、大綱を立案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を立案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

- 第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

- 第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
 - 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
 - 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱

～ 日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて ～

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成30年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

（1）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続が分からない、積極的に利用したくない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

(幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 (スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

(高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

(5) 特に配慮を要する子供への支援

(児童養護施設等の子供への学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(外国人児童生徒等への支援)

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

(6) 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成29年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生等の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

(7) 地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

（生活困窮世帯等への学習支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（８）その他の教育支援

（学生支援ネットワークの構築）

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学の設置促進・充実）

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

（学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

2 生活の安定に資するための支援

（１）親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

（妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

（特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援）

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。

また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

(2) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の育児負担の軽減)

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

(3) 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲)

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・

栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。(再掲)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

(子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

(5) 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

(家庭への復帰支援)

施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

(退所等後の相談支援)

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

(7) 支援体制の強化

(児童家庭支援センターの相談機能の強化)

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

(社会的養護の体制整備)

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

(市町村等の体制強化)

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

(相談職員の資質向上)

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

(2) ひとり親に対する就労支援

(ひとり親家庭の親への就労支援)

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

(就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成28年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年11月からの支払回数(年3回から年6回)の見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決め的重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるように、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標（別添）

指標		直近値	算出方法
教育の支援			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生総数のうち、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除したもの (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）又は各種学校への進学した者の割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所：全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー（準ずる者を含む。）が配置された中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
生活の安定に資するための支援			
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)

経済的支援			
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成28年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))
	父子世帯	90.2% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))